

改正を行った植物検疫実施細則の一覧

- (1) 南アフリカ共和国産スウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ及びクレメンティン並びにエスワティニ産スウィートオレンジ、グレープフルーツ及びクレメンティンの生果実に関する植物検疫実施細則〔昭和48年5月24日 48農蚕第3113号 農蚕園芸局長通達〕
- (2) スペイン国産レモン、クレメンティン及びスウィートオレンジの生果実に関する植物検疫実施細則〔平成8年9月17日 8農産第5863号 農産園芸局長通達〕
- (3) イスラエル産スウィートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ、レモン及びオアの生果実に関する植物検疫実施細則〔平成2年3月20日 2農蚕第1124号 農蚕園芸局長通達〕
- (4) イスラエル産かき生果実に関する植物検疫実施細則〔平成15年11月18日 15消安第2936号 消費・安全局長通達〕
- (5) 南アフリカ共和国産バーリンカ種のぶどうの生果実に関する植物検疫実施細則〔平成22年4月16日 22消安第310号 消費・安全局長通知〕
- (6) アルゼンチン産グレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に関する植物検疫実施細則〔平成15年4月25日 14生産第10776号 生産局長通知〕
- (7) イタリア産タロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスウィートオレンジの生果実に関する植物検疫実施細則〔平成17年3月10日 16消安第9372号 消費・安全局長通知〕
- (8) トルコ産オレンジその他のシトラス・シネンシス等の生果実に関する植物検疫実施細則〔平成22年8月18日 22消安第4305号 消費・安全局長通知〕
- (9) ペルー産うんしゅうみかんの生果実に関する植物検疫実施細則〔平成30年9月26日 30消安第2895号 消費・安全局長通達〕
- (10) エジプト産オレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ、マンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に関する植物検疫実施細則〔令和2年11月2日 2消安第3144号 消費・安全局長通知〕
- (11) ベトナム産りゅうがんの生果実に関する植物検疫実施細則〔令和4年11月18日 4消安第4260号 消費・安全局長通知〕
- (12) モロッコ産マンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に関する植物検疫実施細則〔令和5年2月24日 4消安第6198号 消費・安全局長通知〕

- (13) ペルー産ぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実に関する植物検疫実施細則〔令和5年3月22日 4消安第6724号 消費・安全局長通知〕
- (14) メキシコ産グレープフルーツ及びスウィートオレンジ生果実に関する植物検疫実施細則〔令和5年7月28日 5消安第2568号 消費・安全局長通知〕
- (15) アメリカ合衆国フロリダ州産アキー、アセロラ、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サポジラ、ジャボチカバ、すいしょうがき、すもも、ながきんかん、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、かき属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物（ライム及びレモンを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実に関する植物検疫実施細則〔令和5年7月28日 5消安第2572号 消費・安全局長通知〕
- (16) 南アフリカ共和国産ハス種のアボカドの生果実に関する植物検疫実施細則〔令和5年11月30日 5消安第4958号 消費・安全局長通知〕

南アフリカ共和国産スウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ及びクレメンティン並びにエスワティニ産スウィートオレンジ、グレープフルーツ及びクレメンティンの生果実に関する植物検疫実施細則（昭和48年5月24日付け48農蚕第3113号農蚕園芸局長通達）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第4及び第5の南アフリカ共和国産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティン並びにエスワティニ産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実に係る農林大臣が定める基準（昭和48年5月24日農林省告示第1045号。以下「告示」という。）1に係る植物検疫の実施については、<u>告示</u>で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 消毒施設 （1）告示5の（1）の低温処理施設は、次の条件を<u>満たすものとする</u>。 ア （略） イ 部屋ごとに摂氏±0.6度の精度で<u>告示5の（1）に定める温度</u>に保持できるものであること。 ウ 部屋内の温度（冷却風の入口及び出口の2か所）及び生果実の中心部の温度（部屋中央及び冷却風の出口付近の2か所）を外部から随時確認できる<u>自動温度記録装置</u>を有すること。 （2）告示5の（1）の低温処理船舶は、次の条件を<u>満たすものとする</u>。 ア 生果実の中心部が<u>告示5の（1）に定める温度</u>に保持できるものであること。 イ 船倉ごとに船倉内の温度及び生果実の中心部の温度を外部から随時確認できる<u>自動温度記録装置</u>を有すること。	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第4及び第5の南アフリカ共和国産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティン並びにエスワティニ産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、<u>昭和48年5月24日農林省告示第1045号（以下「告示」という。）</u>で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 消毒施設 （1）告示5の（1）の<u>ア</u>の低温処理施設は、次の条件を<u>満足しているものとされている</u>。 ア （略） イ 部屋ごとに<u>±0.6℃</u>の精度で<u>所定温度</u>に保持できるものであること。 ウ 部屋内の温度（冷却風の入口及び出口の2か所）及び生果実の中心部の温度（部屋中央及び冷却風の出口付近の2か所）を外部から随時確認できる<u>自記温度記録装置</u>を有すること。 （2）告示5の（1）の<u>イ</u>の低温処理船舶は、次の条件を<u>満足しているものとされている</u>。 ア 生果実の中心部が<u>所定温度</u>に保持できるものであること。 イ 船室ごとに船室内の温度及び生果実の中心部の温度を外部から随時確認できる<u>自記温度記録装置</u>を有すること。

ウ イの自動温度記録装置は、船倉内の気温測定用として2本以上の温度センサー及び生果実の中心部の温度測定用として4本以上の温度センサーを有していること。

ただし、通常の大きさの船倉が複数により構成されている船倉（以下「複数デッキ」という。）にあつては、気温測定用として最上段のデッキに2本以上の温度センサー及び当該デッキ以外の各デッキに1本以上の温度センサー、並びに生果実の中心部の温度測定用として各船倉に3本以上の温度センサーを有していること。

エ イの自動温度記録装置は4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録できるものであり、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。

（3）告示5の（1）のイの低温処理コンテナは、次の条件を満たすものとする。

ア （略）

イ き裂、損傷等がなく、検疫有害動植物が分散するおそれがないこと。

ウ 生果実の中心部が告示5の（1）に定める温度に保持できること。

エ 生果実の中心部の温度（コンテナ内の積荷の中心部を含む3カ所）を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。

オ エの自動温度記録装置は4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録でき、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。

（4）告示5の（2）の南アフリカ共和国植物防疫機関により指定された低温処理船舶については、毎年、2の調査の開始前に、南アフリカ共和国植物防疫機関により、船舶名、指定番号、指定年月日、所有者、収容能力、船舶の構造を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

（5）告示5の（2）の南アフリカ共和国植物防疫機関により指定された低温処理コンテナについては、毎年、2の調査の開始前に、南アフリカ共和国植物防疫機関により、その記号・番号

ウ イの自記温度記録装置は、船室内の気温測定用として2本以上の温度センサー及び生果実の中心部の温度測定用として4本以上の温度センサーを有していること。

ただし、通常の大きさの船室が複数により構成されている船室（以下「複数デッキ」という。）にあつては、気温測定用として最上段のデッキに2本以上の温度センサー及び当該デッキ以外の各デッキに1本以上の温度センサー、並びに生果実の中心部の温度測定用として各船室に3本以上の温度センサーを有していること。

エ イの自記温度記録装置は4時間ごとに0.1℃単位で記録できるものであり、かつ、少なくとも較正後1か月間は±0.1℃の精度を維持できる能力があること。

（3）告示5の（1）のイの低温処理コンテナは、次の条件を満足しているものとされている。

ア （略）

イ き裂、損傷等がなく、検疫有害動植物が分散するおそれがないものであること。

ウ 生果実の中心部が所定温度に保持することが可能なものであること。

エ 生果実の中心部の温度（コンテナ内の積荷の中心部を含む3カ所）を外部から随時確認することが可能な自動温度記録装置を有すること。

オ エの自動温度記録装置は4時間ごとに0.1℃単位で記録できるものであり、かつ、少なくとも較正後1か月間は±0.1℃の精度を維持できる能力があること。

（4）告示5の（2）の南アフリカ共和国植物防疫機関により指定された低温処理船舶については、毎年、2の調査の開始前に、南アフリカ共和国植物防疫機関により、船舶名、指定番号、指定年月日、所有者、収容能力、船舶の構造を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとされている。

（5）告示5の（2）の南アフリカ共和国植物防疫機関により指定された低温処理コンテナについては、毎年、2の調査の開始前に、南アフリカ共和国植物防疫機関により、その記号・番号

、所有者、容積及び指定の年月日を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

2 消毒施設の調査

(1) 低温処理施設

ア 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理施設について、1の(1)の条件を満たすものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。

イ 調査は、原則として、毎年当該施設の使用開始前に行うこと。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査すること。

ウ 調査は、原則として、南アフリカ共和国植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同して行うこと。

(削る)

(2) 低温処理船舶

ア 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理船舶について、1の(2)の条件を満たすものであることを確認するため、毎年1回以上南アフリカ共和国植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査に同行し、調査が的確に行われていることを確認すること。

イ 調査は、当該船舶が1の(4)の一覧表に掲げられているものであることを確認した上で行うこと。

ウ 調査は、低温処理船舶に生果実を積み込む前に行うこと。

(3) 低温処理コンテナ

ア 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理コンテナについて、1の(3)の条件を満たすものであることを確認するため、毎年1回以上南アフリカ共和国植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査に同行し、調査が的確に行われていることを確認すること。

、所有者、容積及び指定の年月日を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとされている。

2 消毒施設の調査

(1) 低温処理施設

ア 植物防疫官は、低温処理施設について、1の(1)の条件を満足するものであることを確保するため、あらかじめ調査するものとする。

(新設)

イ アの調査は、原則として、南アフリカ共和国植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同して行うものとする。

ウ アの調査は、原則として、毎年当該施設の使用開始前に行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中随時調査することができるものとする。

(2) 低温処理船舶

ア 植物防疫官は、低温処理船舶について、1の(2)の条件を満足するものであることを確認するため、毎年1回以上南アフリカ共和国植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査に同行し、調査が的確に行われていることを確認すること。

イ アの調査は、当該船舶が1の(4)の一覧表に掲げられているものであることを確認した上で行うものとする。

ウ アの調査は、低温処理船舶に生果実を積み込む前に行うものとする。

(3) 低温処理コンテナ

ア 植物防疫官は、低温処理コンテナについて、1の(3)の条件を満足するものであることを確認するため、毎年1回以上南アフリカ共和国植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査に同行し、調査が的確に行われていることを確認すること。

イ 調査は、当該コンテナが1の(5)の一覧表に掲げられているものであることを確認した上で行うこと。

ウ 調査は、低温処理コンテナに生果実を積み込む前に行うこと。

(4) 消毒施設の指定の取消し

指定された消毒施設であっても、調査の結果により、又はその使用中に1の(1)、(2)若しくは(3)の条件を満たさないことが判明した場合には、当該施設の指定は南アフリカ共和国植物防疫機関により取り消されるものとする。

3 検査及び消毒の確認

(1) 低温処理施設において消毒が行われる場合

ア 消毒の実施の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のアの消毒の実施の確認について、次により、原則として南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) 消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であるかどうかを氷点法により確認すること。

(イ) 生果実の中心部の温度が予備冷蔵により告示5の(1)に定められた温度(摂氏 -0.6 度)となっていることを、部屋ごとに、2か所以上の生果実について確認すること。

(ウ) (イ)の確認の後、引き続き生果実の中心部の温度が、12日間(クレメンティンにあっては、14日間)摂氏 -0.6 度 ± 0.6 度であることを、原則として1日1回以上確認すること。

(削る)

(エ) (略)

イ 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示6の(1)の検査の実施の確認について、次により、原則として、南アフリカ共和国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

イ アの調査は、当該コンテナが1の(5)の一覧表に掲げられているものであることを確認した上で行うものとする。

ウ アの調査は、低温処理コンテナに生果実を積み込む前に行うものとする。

(4) 消毒施設の指定の取消し

指定された消毒施設であっても、(1)、(2)若しくは(3)の調査の結果により、又はその使用中に1の(1)、(2)若しくは(3)の条件を満たさないことが判明した場合には、当該施設の指定は南アフリカ共和国植物防疫機関により取り消されるものとされている。

3 検査及び消毒の確認

(1) 低温処理施設において消毒が行われる場合

ア 消毒の実施の確認

告示6の(2)のアの消毒の実施の確認は、次により、原則として南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して行うものとする。

(新設)

(ア) 予備冷蔵により生果実の中心部の温度が -0.6°C であることを部屋ごとに2か所以上の生果実について確認すること。

(イ) (ア)の確認の後、引き続き12日間(クレメンティンにあっては、14日間)以上生果実の中心部の温度が $-0.6^{\circ}\text{C} \pm 0.6^{\circ}\text{C}$ であることを、原則として1日1回以上確認すること。

(ウ) 消毒の開始直前に温度計の示度が正確であるかどうかを氷点法により確認すること。

(エ) (略)

イ 輸出検査の確認

告示6の(1)の検査の確認は、次により、原則として南アフリカ共和国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

(ア) (略)

(イ) (ア)の確認の結果、チチュウカイミバエ又はミカンコミバエ種群が発見されたときは、チチュウカイミバエ又はミカンコミバエ種群が付着した原因について南アフリカ共和国植物防疫機関及びエスワティニ農務省と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒の確認を行わないこと。

ウ 植物検疫証明書

植物防疫官は、アにより消毒が完全に行われたこと及びイにより検疫有害動植物がないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を付記するものとする。

(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合

ア 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示6の(1)の検査の実施の確認は、次により、原則として1年に1回以上、南アフリカ共和国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

(ア) (略)

(イ) 南アフリカ共和国植物防疫機関が記録した輸出検査の結果を確認し、輸出検査においてチチュウカイミバエ、ミカンコミバエ種群等の検疫有害動植物がないことを確認すること。

(ウ) (略)

イ 消毒の開始の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のイの輸出港における消毒の開始の確認について、次により、原則として1年に1回以上、南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) (略)

(イ) 消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であることを氷点法により確認すること。

(ウ) 生果実の中心部の温度が、告示5の(1)に定められた

(ア) (略)

(イ) (ア)の検査の確認の結果、チチュウカイミバエ又はミカンコミバエ種群が発見されたときは、チチュウカイミバエ又はミカンコミバエ種群が付着した原因について南アフリカ共和国植物防疫機関及びエスワティニ農務省と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒の確認を行わないこと。

ウ 植物検疫証明書

植物防疫官は、アにより消毒が完全に行われたこと及びイの(ア)により検疫有害動植物がないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名付記する。

(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合

ア 輸出検査の確認

告示6の(1)の検査の確認は、次により、原則として1年に1回以上南アフリカ共和国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

(ア) (略)

(イ) 南アフリカ共和国植物防疫機関が記録した輸出検査の結果を確認し、輸出検査においてチチュウカイミバエ、ミカンコミバエ種群等検疫有害動植物の発見がなかったことを確認すること。

(ウ) (略)

イ 消毒の開始の確認

告示6の(2)のイの輸出港における消毒の開始の確認は、次により、原則として1年に1回以上南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) (略)

(新設)

(イ) 生果実の中心部の温度が -0.6°C であることを低温処理船

温度（摂氏－0.6度）であることを、低温処理船舶にあっては船倉ごとに4か所以上（複数デッキにあっては、船倉ごとに3か所以上）、低温処理コンテナにあっては3か所以上の生果実について確認すること。

（エ）（ウ）の確認後に南アフリカ共和国植物防疫機関により自動温度記録装置の封印がなされたことを確認すること。

（削る）

（オ）～（キ） （略）

ウ 消毒の終了の確認

植物防疫官は、告示6の（2）のイの輸入港における消毒終了の確認について、次により、原則として南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して行うものとする。

（ア） （略）

（イ）告示4の封印がなされていることを確認すること。

（ウ） （略）

（エ）当該船舶の船倉ごと又は低温処理コンテナごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、生果実の中心部の温度が12日間（クレメンティンにあっては、14日間）摂氏－0.6度±0.6度であったことを確認すること。

（オ）（エ）の確認の結果、告示5の消毒日数が当該コンテナの卸下までに満たされていないことが判明した場合であって、当該コンテナの卸下前又は卸下後、遅滞なく、南アフリカ共和国植物防疫機関から、当該コンテナの卸下された輸入港のコンテナターミナル内において消毒を継続することを希望する旨の書面又は電子メールによる申出があり、当該コンテナの卸下後、遅滞なく、当該生果実を所有し、又は管理する者から検査申請書が提出され、当該コンテナの記号・番号、告示4の封印の記号・番号、消毒を継続する場所及び期間並びに当該コンテナにき裂、破損等がないことが確認できたときには、卸下後の消毒の継続を認めるものとする。ただし、植物防疫官が必要と判断する場合は、海上コンテナ詰輸入植物等検疫要領（

舶にあっては船室ごとに4か所以上（複数デッキにあっては、各船室ごとに3か所以上）、低温処理コンテナにあっては3か所以上の生果実について確認すること。

（ウ）（イ）の確認後に南アフリカ共和国植物防疫機関により自記温度記録装置の封印がなされたことを確認すること。

（エ）消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であるかどうかを（1）のアの（ウ）の方法により確認すること。

（オ）～（キ） （略）

ウ 消毒の終了の確認

告示6の（2）のイの輸入港における消毒終了の確認は、次により、原則として南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して行うものとする。

（ア） （略）

（イ）告示4の封印が破れていないことを確認すること。

（ウ） （略）

（エ）当該船舶の船室ごと又は低温処理コンテナごとの自記温度記録装置の記録紙を調査し、生果実の中心部の温度が12日間（クレメンティンにあっては、14日間）、 $0.6^{\circ}\text{C}\pm 0.6^{\circ}\text{C}$ であったことを確認すること。

（新設）

昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達)第6に定めるコンテナターミナル内の一定の場所において、輸入検査に先立ち、当該コンテナにき裂、損傷等がないことを確認するものとする。卸下後の消毒の継続を認めたときは、南アフリカ共和国植物防疫機関から消毒終了の連絡があり次第、(エ)に準じて消毒の終了の確認を行うものとし、消毒が完全に行われていないことが判明したときは、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

(カ) 輸入港における検査で消毒が完全に行われていないことが判明した場合には、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

4 積み込み時の措置

告示7の積み込み時の措置は、次に掲げるもののいずれかによることとする。ただし、航空機へ積み込むときは、(2)の措置に限ることとする。

(1)・(2) (略)

5 表示

告示8の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(1)・(2) (略)

6 輸入検査

(1) 植物防疫官は、輸入港において、輸入された生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して輸入検査を行うものとする。

(2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示4の封印のない場合、告示5の(1)の消毒が適切に行われていない場合、告示5の(2)の南アフリカ共和国植物防疫機関により指定された低温処理船舶又は低温処理コンテナでな

(オ) 輸入港における検査で消毒が完全に行われていないことが判明した場合には、当該生果実は、南アフリカ共和国植物防疫機関の責任により返送されるものとされている。

4 積み込み時の措置

告示7の積み込み時の措置は、次に掲げるもののいずれかによることとされている。ただし、航空機へ積み込むときは、(2)の措置に限ることとされている。

(1)・(2) (略)

5 表示

告示8の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさでなされるものとなっている。

(1)・(2) (略)

6 輸入検査

(1) 輸入検査は、輸入港において、当該生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して行うものとする。

(2) 植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の(2)の南アフリカ共和国植物防疫機関により指定された低温処理船舶又は低温処理コンテナでない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示4の封印がこん包又は束ね

い場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示7の積込み時の措置に違反する場合、告示8の表示がなされていない場合、こん包が破損している場合（低温処理船舶及び低温処理コンテナにおいて消毒が行われたときを除く。）又はコンテナにき裂、損傷等があった場合は、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (略)

(4) 植物防疫官は、チチュウカイミバエ又はミカンコミバエ種群が発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、チチュウカイミバエ又はミカンコミバエ種群が発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ (略)

たこん包になされていない場合、告示8の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合（低温処理船舶及び低温処理コンテナにおいて消毒が行われたときを除く。）には、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。

(3) (略)

(4) チチュウカイミバエ又はミカンコミバエ種群が発見された場合は、次により措置するものとする。

ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。

イ (略)

附 則

この通知は、令和7年11月25日から施行する。

スペイン国産レモン、クレメンティン及びスウィートオレンジの生果実に関する植物検疫実施細則（平成8年9月17日8農産第5863号農産園芸局長通達）一部改正
新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第8のスペイン国産レモン、クレメンティン並びにネーブル種、バレンシア種及びサルスティアーナ種のスウィートオレンジの生果実に係る<u>農林水産大臣が定める基準</u>（昭和63年11月29日農林水産省告示第1886号。以下「告示」という。）1に規定する生果実（以下「生果実」という。）に係る<u>植物検疫の実施については、告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</u> 1 消毒施設 （1）告示4の（1）の低温処理施設は、次の条件を<u>満たすものとする。</u> ア 部屋ごとに生果実の中心部を<u>告示4の（1）に定める温度に保持できること。</u> イ 部屋内の温度（冷却風の入口及び出口の2か所）及び果実内の温度（部屋中央の積荷の中心部及び最上部の角並びに冷却風の出口付近の積荷の中心部及び最上部の角の4か所）を外部から<u>随時確認できる自動温度記録装置を有すること。</u> （2）告示4の（1）の低温処理船舶は、次の条件を<u>満たすものとする。</u> ア 生果実の中心部を<u>告示4の（1）に定める温度に保持できること。</u> イ 船倉ごとに<u>船倉内の温度及び生果実の中心部の温度を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。</u> ウ イの<u>自動温度記録装置は、船倉内の気温測定用として2本以上の温度センサー及び生果実の中心部の温度測定用として4本以上の温度センサーを有していること。ただし、通常の大きさの船倉が複数により構成されている船倉</u>（以下「複数デッキ」という。）にあつては、気温測定用として最上段のデッキに2本以上の温度センサー及び当該デッキ以外の各デッキに1本以上の温度センサーを、生果実の中心部の温度測定用として各デッキに3本以上の温度センサーを<u>有すること。</u> エ イの<u>自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録でき、か</u>	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第8のスペイン国産レモン、クレメンティン並びにネーブル種、バレンシア種及びサルスティアーナ種のスウィートオレンジの生果実に係る<u>植物検疫の実施については、昭和63年11月29日農林水産省告示第1886号</u>（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 消毒施設 （1）告示4の（1）の低温処理施設は、次の条件を<u>満足しているものとする。</u> ア 部屋ごとに生果実の中心部が<u>所定の温度に保持できるものであること。</u> イ 部屋内の温度（冷却風の入口及び出口の2か所）及び果実内の温度（部屋中央の積荷の中心部及び最上部の角並びに冷却風の出口付近の積荷の中心部及び最上部の角の4か所）を外部から<u>随時確認できる自記温度記録装置を有すること。</u> （2）告示4の（1）の低温処理船舶は、次の条件を<u>満足しているものとする。</u> ア 生果実の中心部が<u>所定温度に保持できるものであること。</u> イ 船室ごとに<u>船室内の温度及び生果実の中心部の温度を外部から随時確認できる自記温度記録装置を有すること。</u> ウ イの<u>自記温度記録装置は、船室内の気温測定用として2本以上の温度センサー及び生果実の中心部の温度測定用として4本以上の温度センサーを有していること。ただし、通常の大きさの船室複数により構成されている船室</u>（以下「複数デッキ」という。）にあつては、気温測定用として最上段のデッキに2本以上の温度センサー及び当該デッキ以外の各デッキに1本以上の温度センサーを、生果実の中心部の温度測定用として各デッキに3本以上の温度センサーを<u>有していること。</u> エ イの<u>自記温度記録装置は、4時間ごとに0.1度単位で記録できるもので</u>

つ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。

(3) 告示4の(1)の低温処理コンテナは、次の条件を満たすものとする。

ア 密閉型コンテナであること。

イ き裂、損傷等がなく、検疫有害動植物の分散のおそれがないこと。

ウ 生果実の中心部を告示4の(1)に定める温度に保持できること。

エ 生果実の中心部の温度(コンテナ内の積荷の中心部を含む3か所)を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。

(4) 告示4の(2)のスペイン植物防疫機関により指定された低温処理船舶については、毎年、2の調査の開始前に、スペイン植物防疫機関により、船舶名、指定番号、指定年月日、所有者、収容能力及び船舶の構造を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

(5) 告示4の(2)のスペイン植物防疫機関により指定された低温処理コンテナについては、毎年、2の調査の開始前に、スペイン植物防疫機関により、その記号・番号、指定年月日、所有者及び容積を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

2 消毒施設の調査

(1) 低温処理施設

ア 植物防疫官は、低温処理施設について、1の(1)の条件を満たすものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。

イ アの調査は、原則として、スペイン植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同して行うものとする。

ウ アの調査は、原則として、毎年、当該施設の使用開始前に行うこと。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査すること。

エ アの調査において、低温処理施設の能力の確認は、次の方法により行うものとする。

(ア)～(ウ) (略)

あり、かつ、少なくとも較正後1か月間は±0.1度の精度を維持できる能力があること。

(3) 告示4の(1)の低温処理コンテナは、次の条件を満足しているものとする。

ア 密閉形コンテナであること。

イ き裂、損傷等がなく、検疫有害動植物の分散のおそれがないものであること。

ウ 生果実の中心部が所定温度に保持できるものであること。

エ 生果実の中心部の温度(コンテナ内の積荷の中心部を含む3か所)を外部から随時確認できる自記温度記録装置を有すること。

(4) 告示4の(2)のスペイン国植物防疫機関により指定された低温処理船舶については、毎年、2の調査の開始前に、スペイン国植物防疫機関により、船舶名、指定番号、指定年月日、所有社名、収容能力及び船舶の構造を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

(5) 告示4の(2)のスペイン国植物防疫機関により指定された低温処理コンテナについては、毎年、2の調査の開始前に、スペイン国植物防疫機関により、その記号・番号、所有者、容積及び指定の年月日を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

2 消毒施設の調査

(1) 低温処理施設

ア 植物防疫官は、低温処理施設について、1の(1)の条件を満足するものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。

イ アの調査は、原則として、スペイン国植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同して行うものとする。

ウ アの調査は、原則として、毎年、当該施設の使用開始前に行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中随時調査することができる。

エ アの調査において、低温処理施設の能力の確認は、次の方法により行うものとする。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 生果実の中心部の温度が摂氏2度になった後、1時間ごとに温度を測定し、24時間以上、摂氏2度以下に保たれていることを確認すること。

(2) 低温処理船舶

ア 植物防疫官は、低温処理船舶について、1の(2)の条件を満たすものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。

イ・ウ (略)

エ アの調査において、低温処理船舶の能力の確認は、次の方法により行うものとする。

(ア) 原則として積荷のない状態で行うこと。

(イ) 標準的な大きさの生果実の中心部に温度センサーを挿入し、船倉の中央及び4角のうち3か所の合計4か所(複数デッキにあっては、各デッキの中央及び4角のうち2か所の合計3か所)に配置すること。

(ウ) 生果実に挿入した温度センサーは、船倉の壁面、床及び天井から、それぞれ1メートル以上離すこと。

(エ) (略)

(3) 低温処理コンテナ

ア 植物防疫官は、低温処理コンテナについて、1の(3)の条件を満たすものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。

イ アの調査は、当該コンテナが1の(5)の一覧表に掲げられているものであることを確認した上で行うものとする。

ウ (略)

エ アの調査において、低温処理コンテナの能力の確認は、次の方法により行うものとする。

(ア) ~ (ウ) (略)

(エ) 生果実の中心部の温度が摂氏2度になった後、1時間ごとに温度を測定し、24時間以上、摂氏2度以下に保たれていることを確認すること。

(4) 消毒施設の指定の取消し

スペイン植物防疫機関により指定された消毒施設であっても、(1)から(3)までの調査の結果により、又はその使用中に1の(1)から(3)までの条件を満たさないことが判明した場合には、当該施設の指定は、スペイン植物防疫機関により取り消されるものとする。

(エ) 生果実の中心部の温度が2℃になった後、1時間ごとに温度を測定し、24時間以上、2℃以下に保たれていることを確認すること。

(2) 低温処理船舶

ア 植物防疫官は、低温処理船舶について、1の(2)の条件を満足するものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。

イ・ウ (略)

エ アの調査において、低温処理船舶の能力の確認は、次の方法により行うものとする。

(ア) 原則として積み荷のない状態で行うこと。

(イ) 標準的な大きさの生果実の中心部に温度センサーを挿入し、船室の中央及び四隅のうちの3か所の合計4か所(複数デッキにあっては、各デッキの中央及び四隅のうちの2か所の合計3か所)に配置すること。

(ウ) 生果実に挿入した温度センサーは、船室の壁面、床及び天井から、それぞれ1メートル以上離すこと。

(エ) (略)

(3) 低温処理コンテナ

ア 植物防疫官は、低温処理コンテナについて、1の(2)の条件を満足するものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。

イ アの調査は、当該コンテナが1の(3)の一覧表に掲げられているものであることを確認した上で行うものとする。

ウ (略)

エ アの調査において、低温処理コンテナの能力の確認は、次の方法により行うものとする。

(ア) ~ (ウ) (略)

(エ) 生果実の中心部の温度が2℃になった後、1時間ごとに温度を測定し、24時間以上、2℃以下に保たれていることを確認すること。

(4) 消毒施設の指定の取消し

指定された消毒施設であっても、(1)から(3)までの調査の結果により、又はその使用中に、1の(1)から(3)までの条件を満足しないことが判明した場合には、当該施設の指定は、スペイン国植物防疫機関により取り消されるものとする。

3 検査及び消毒の確認

(1) 低温処理施設において消毒が行われる場合

ア 消毒の実施の確認

植物防疫官は、告示5の(2)のアの消毒の実施の確認について、次により、原則として、スペイン植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) 消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であるかどうかを氷点法により確認すること。

(イ) 生果実の中心部の温度が予備冷蔵により告示4の(1)に定められた温度(レモン及びクレメンティンについては摂氏2度、ネーブル種、バレンシア種及びサルスティアーナ種のスイートオレンジについては摂氏1.5度)となっていることを、部屋ごとに、4か所以上の生果実について確認すること。

(ウ) (イ)の確認後、引き続き生果実の中心部の温度が、レモン及びクレメンティンについては16日間摂氏2度以下、ネーブル種、バレンシア種及びサルスティアーナ種のスイートオレンジについては17日間摂氏2度以下であることを、原則として、1日1回以上確認すること。ただし、(イ)の確認後、温度記録計を封印した場合には、処理中の生果実の中心部の温度を処理終了後に確認することができる。

(削る)

イ 検査の実施の確認

(ア) 植物防疫官は、告示5の(1)の検査の実施の確認について、生果実のこん包数の0.5パーセント以上についてスペイン植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがないことを確認することをもって行うものとする。

(イ) (ア)の検査の実施の確認の結果、チチュウカイミバエが発見されたときは、チチュウカイミバエが付着した原因についてスペイン植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の消毒の実施の確認を行わないものとする。

ウ 植物検疫証明書

3 検査及び消毒の確認

(1) 低温処理施設において消毒が行われる場合

ア 消毒の実施の確認

告示5の(2)のアの消毒の実施の確認は、次により、原則としてスペイン国植物防疫機関と共同して行うものとする。

(新設)

(ア) 予備冷蔵により生果実の中心部の温度が、レモン及びクレメンティンについては摂氏2度、ネーブル種、バレンシア種及びサルスティアーナ種のスイートオレンジについては摂氏1.5度であることを部屋ごとに4か所以上の生果実について確認すること。

(イ) (ア)の確認後、引き続き生果実の中心部の温度が、レモン及びクレメンティンについては16日間、摂氏2度以下、ネーブル種、バレンシア種及びサルスティアーナ種のスイートオレンジについては17日間、摂氏2度以下であることを、原則として、1日1回以上確認すること。ただし、(ア)の確認後、温度記録計を封印した場合には、処理中の生果実の中心部の温度を処理終了後に確認することができる。

(ウ) 消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であるかどうかを氷点法により確認すること。

イ 輸出検査の確認

(ア) 告示5の(1)の検査の実施の確認は、生果実のこん包数の0.5パーセント以上についてスペイン国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがないことを確認することをもって行うものとする。

(イ) (ア)の検査の実施の確認の結果チチュウカイミバエが発見されたときは、チチュウカイミバエが付着した原因についてスペイン国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒の実施の確認を行わないものとする。

ウ 植物検疫証明書

植物防疫官は、アにより消毒が完全に行われたこと及びイの（ア）により検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を付記するものとする。

(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合

ア 検査の実施の確認

(ア) 植物防疫官は、告示5の（1）の検査の実施の確認について、生果実のこん包数の0.5パーセント以上についてスペイン植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがないことを確認することをもって行うものとする。

(イ) (ア) の検査の実施の確認の結果チチュウカイミバエが発見されたときは、スペイン植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。

イ 消毒の開始の確認

植物防疫官は、告示5の（2）のイの輸出港における消毒の開始の確認について、次により、原則としてスペイン植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) 低温処理船舶にあつては2の（2）により、低温処理コンテナにあつては2の（3）により調査されたものであることを確認すること。

(イ) 消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であるかどうかを氷点法により確認すること。

(ウ) 生果実の中心温度が予備冷蔵により告示4の（1）に定められた温度（レモン及びクレメンティンについては摂氏2度、ネーブル種、バレンシア種及びサルスティアーナ種のスウィートオレンジについては摂氏1.5度）となっていることを、低温処理船舶にあつては船倉ごとに4か所（複数デッキにあつては、デッキごとに3か所）以上、低温処理コンテナにあつてはコンテナごとに3か所以上の生果実について確認すること。

(エ) (ウ) の確認後にスペイン植物防疫機関により温度記録計の封印がなされたことを確認すること。

(削る)

植物防疫官は、アにより消毒が完全に行われたこと並びにイの（ア）により検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがいないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に、氏名を付記する。

(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合

ア 輸出検査の確認

(ア) 告示5の（1）の検査の実施の確認は、生果実のこん包数の0.5パーセント以上についてスペイン国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがないことを確認することをもって行うものとする。

(イ) (ア) の検査の実施の確認の結果チチュウカイミバエが発見されたときは、スペイン国植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されているものとする。

イ 消毒の実施の確認

告示5の（2）のイの輸出港における消毒の開始の確認は、次により、原則としてスペイン国植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) 当該低温処理コンテナが、2の（2）により調査されたものであることを確認すること。

(新設)

(イ) 予備冷蔵により生果実の中心部の温度が、レモン及びクレメンティンについては摂氏2度、ネーブル種、バレンシア種及びサルスティアーナ種のスウィートオレンジについては摂氏1.5度であることを、低温処理船舶にあつては船室ごとに4か所、複数デッキにあつては、各デッキごとに3か所以上、低温処理コンテナにあつてはコンテナごとに3か所以上の生果実について確認すること。

(ウ) (イ) の確認にスペイン国植物防疫機関により温度記録計の封印がなされたことを確認すること。

(エ) 消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であるかどうかを氷点法により確認すること。

(オ) (ウ) の確認後にスペイン植物防疫機関により告示6の(2)の封印がなされたことを確認すること。

(カ) (略)

ウ 消毒の終了の確認

植物防疫官は、告示5の(2)のイの輸入港における消毒の終了の確認は、次により、原則としてスペイン植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) 告示6の封印がなされていることを確認すること。

(イ) 低温処理コンテナンにあっては、告示6の(3)の封印の記号・番号を植物検疫証明書の記載と照合するとともに、当該封印がなされていることを確認すること。

(ウ) 当該船舶の船倉又は低温処理コンテナンごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、生果実中心部の温度が、レモン及びクレメンティンについては16日間摂氏2度以下、ネーブル種、バレンシア種及びサルスティアーナ種のスウィートオレンジについては17日間摂氏2度以下であったことを確認すること。

(エ) (ウ) の確認の結果、告示4の消毒日数が当該コンテナンの卸下までに満たされていないことが判明した場合であって、当該コンテナンの卸下前又は卸下後、遅滞なく、スペイン植物防疫機関から、当該コンテナンの卸下された輸入港のコンテナンターミナル内において消毒を継続することを希望する旨の書面又は電子メールによる申出があり、当該コンテナンの卸下後、遅滞なく、当該生果実を所有し、又は管理する者から検査申請書が提出され、当該コンテナンの記号・番号、告示6の封印の記号・番号、消毒を継続する場所及び期間並びに当該コンテナンにき裂、損傷等がないことが確認できたときには、卸下後の消毒の継続を認めるものとする。ただし、植物防疫官が必要と判断する場合は、海上コンテナン詰輸入植物等検疫要領(昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達)第6に定めるコンテナンターミナル内の一定の場所において、輸入検査に先立ち、当該コンテナンにき裂、損傷等がないことを確認するものとする。卸下後の消毒の継続を認めたときは、スペイン植物防疫機関から消毒終了の連絡があり次第、(ウ) に準じて消毒の終了の

(オ) スペイン国植物防疫機関により告示6の(2)の封印がなされたことを確認すること。

(カ) (略)

ウ 消毒の終了の確認

告示5の(2)のイの輸入港における消毒の終了の確認は、次により、原則としてスペイン国植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) 告示6の封印が破れていないことを確認すること。

(イ) 低温処理コンテナンにあっては、告示6の(3)の封印の記号・番号を植物検疫証明書の記載と照合すること。

(ウ) 当該船舶の船室ごと又は低温処理コンテナンごとの自記温度記録装置の記録紙を調査し、生果実の中心部の温度が、レモン及びクレメンティンについては16日間、摂氏2度以下、ネーブル種、バレンシア種及びサルスティアーナ種のスウィートオレンジについては17日間、摂氏2度以下であったことを確認すること。

(新設)

確認を行うものとし、消毒が完全に行われていないことが判明したときは、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

(オ) 輸入港における確認で消毒が完全を実施されていないことが判明した場合には、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

エ 植物検疫証明書

植物防疫官は、アの（ア）により検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがないこと、イにより告示4の消毒が開始されたこと並びにウにより当該消毒が終了されていることを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を付記する。

4 こん包

告示6の（1）のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとする。

ア 通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。以下同じ。）が張られているこん包を使用すること。

イ 生果実をこん包に収納する前に包装材料（通気孔を設けているものにあつては、孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で包み込むこと。

ウ こん包又は束ねたこん包全体を網で覆うこと。

5 表示

告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

（1）輸出植物検疫終了の表示

（略）

（2）（略）

6 輸入検査

（1）植物防疫官は、輸入港において、輸入された生果実及び添付されている植

（新設）

エ 植物検疫証明書

植物防疫官は、アの（ア）により検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがないこと、イにより告示4の消毒が開始されたこと並びにウにより当該消毒が終了されていることを確認したときは、植物検疫証明書の余白に、氏名を付記する。なお、ウの確認により消毒が完全を実施されていないかつた場合には、当該コンテナー詰生果実は、スペイン国植物防疫機関の責任により返送されるものとする。

4 こん包

告示6の（1）のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとする。

ア 通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られているこん包を使用する。

イ 生果実をこん包に収納する前に包装材料（通気孔を設けているものにあつては、孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で包み込む。

ウ こん包又は束ねたこん包全体を網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で覆う。

5 表示

告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

（1）輸出植物検疫の終了の表示

（略）

（2）（略）

6 輸入検査

（1）輸入検査は、輸入港において、当該生果実及び添付されている植物検疫証

物検疫証明書を<u>確認して輸入検査を行うものとする。</u> (2) <u>植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示4の(2)の消毒が適切に行われていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合、<u>こん包</u>が破損している場合(低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われたときを除く。)</u>又は低温処理コンテナに<u>き裂、損傷等があった場合は、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。</u> (3) (略) (4) <u>植物防疫官は、チチュウカイミバエが発見された場合には、次により措置するものとする。</u> ア <u>当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、チチュウカイミバエが発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。</u> イ チチュウカイミバエが付着した原因について、<u>スペイン</u>植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、<u>以後</u>の輸入検査を中止すること。	明書を<u>確認して行うものとする。</u> (2) 植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合<u>又はこん包が破損している場合(低温処理コンテナにおいて消毒が行われたときを除く。)</u>には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 (3) (略) (4) チチュウカイミバエが発見された場合には、次により措置するものとする。 ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。 イ チチュウカイミバエが付着した原因について、<u>スペイン</u>国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは<u>以後</u>の輸入検査を中止すること。
---	--

附 則

この通知は、令和7年11月25日から施行する。

イスラエル産スウィートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ、レモン及びオアの生果実に関する植物検疫実施細則
 (平成2年3月20日付け2農蚕第1124号農蚕園芸局長通達) 一部改正新旧対照表
 (下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第6のイスラエル産のシャムテ種及びバレンシア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ、レモン並びにオアの生果実（以下「生果実」という。）に係る農林水産大臣が定める基準（平成2年3月20日農林水産省告示第438号。以下「告示」という。）1に規定する生果実に係る植物検疫の実施については、<u>告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</u> <u>1 消毒施設</u> (1) <u>告示5の(1)の低温処理施設は、次の条件を満たすものとする。</u> ア <u>生果実の中心部を告示5の(1)に定める温度に保持できること。</u> イ <u>生果実の中心部の温度（部屋中央の積荷の中心部及び最上部の角並びに冷却風の出口付近の積荷の中心部及び最上部の角の4か所）を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。</u> ウ <u>イの自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録でき、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。</u> (2) <u>告示5の(1)の低温処理船舶は、次の条件を満たすものとする。</u> ア <u>生果実の中心部を告示5の(1)に定める温度に保持できること。</u> イ <u>イの自動温度記録装置は、生果実の中心部の温度測定用として船倉ごとに4か所以上に設置すること。ただし、通常の大きさの船倉が複数により構成されている船倉（以下「複数</u>	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第6のイスラエル産のシャムテ種及びバレンシア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ、レモン並びにオアの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、<u>平成2年3月20日農林水産省告示第438号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</u> (新設)

デッキ」という。)にあっては各デッキに3か所以上に外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。

ウ イの自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録できるものであり、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。

(3) 告示5の(1)の低温処理コンテナは、次の条件を満たすものとする。

ア 密閉型コンテナであること。

イ き裂、損傷等がなく、検疫有害動植物の分散のおそれがないこと。

ウ 生果実の中心部を告示5の(1)に定める温度に保持できること。

エ 生果実の中心部の温度(コンテナ内の積荷の中心部を含む3か所以上)を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。

オ エの自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録できるものであり、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。

(4) 告示5の(2)のイスラエル植物防疫機関により指定された低温処理船舶については、毎年、3の調査の開始前又は輸出の開始前に、イスラエル植物防疫機関により、船舶名、指定番号、指定年月日、所有者、収容能力及び船舶の構造を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

(5) 告示5の(2)のイスラエル植物防疫機関により指定された低温処理コンテナについては、毎年、3の調査の開始前又は輸出の開始前に、イスラエル植物防疫機関により、その記号・番号、指定年月日、所有者及び容積を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

2 消毒施設の調査

(1) 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理施設について、1の条件を満たすものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。

(新設)

ア 調査は、原則として、毎年当該施設の使用開始前に行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査すること。

イ 調査は、原則として、イスラエル植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同して行うこと。

(2) 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理船舶及び低温処理コンテナについて、1の条件を満たすものであることを確認するため、原則として1年に1回以上イスラエル植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査に同行し、調査が的確に行われていることを確認するものとする。

3 検査及び消毒の確認

(1) 低温処理施設において消毒が行われる場合

ア 消毒の実施の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のアの消毒の実施の確認について、次により、原則として、イスラエル植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) (イ)の確認後、引き続き生果実の中心部の温度が、シャムテ種及びバレンシア種のスウィートオレンジについては14日間摂氏0.5度以下又は16日間摂氏1.5度以下、グレープフルーツについては13日間摂氏0.5度以下又は16日間摂氏1.5度以下、スウィーティについては16日間摂氏1.5度以下又は18日間摂氏2.2度以下、ポメロについては15日間摂氏1.5度以下、レモンについては16日間摂氏1.5度以下、オアについては18日間摂氏2.2度以下であることを確認すること。

イ 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示6の(1)の検査の確認について、次により、原則として、イスラエル植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

(ア) (略)

1 検査及び消毒の確認

(1) 低温処理施設において消毒が行われる場合

ア 消毒実施の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のアの消毒の確認について、次により、原則として、イスラエル植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) (イ)の確認後、引き続き生果実中心部の温度が、シャムテ種及びバレンシア種のスウィートオレンジについては14日間摂氏0.5度以下又は16日間摂氏1.5度以下、グレープフルーツについては13日間摂氏0.5度以下又は16日間摂氏1.5度以下、スウィーティについては16日間摂氏1.5度以下又は18日間摂氏2.2度以下、ポメロについては15日間摂氏1.5度以下、レモンについては16日間摂氏1.5度以下、オアについては18日間摂氏2.2度以下であることを確認すること。

イ 輸出検査の確認

植物防疫官は、告示6の(1)の検査の確認について、次により、原則として、イスラエル植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

(ア) (略)

(イ) (ア) の確認の結果、チチュウカイミバエが発見されたときは、チチュウカイミバエが付着した原因についてイスラエル植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の消毒の確認は行わないこと。

ウ 植物検疫証明書

植物防疫官は、アにより消毒が完全に行われたこと及びイにより検疫有害動植物がないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を付記するものとする。

(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合

ア 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示6の(1)の検査の実施の確認について、次により、原則として1年に1回以上、イスラエル植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

(ア) (略)

(イ) イスラエル植物防疫機関が記録した検査の実施記録を確認し、検査の結果、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがないことを確認すること。

(ウ) (ア) 及び (イ) の確認の結果、検疫有害動植物が発見されたときは、イスラエル植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。

イ 消毒の開始の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のイの輸出港における消毒の開始の確認について、次により、原則として1年に1回以上、イスラエル植物防疫機関と共同して行うものとする。

ただし、(ア) から (カ) までについては、「イスラエル産かき生果実に関する植物検疫実施細則」(平成15年11月18日付け15消安第2936号消費・安全局長通知)に定める低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合の消毒の開始を確認することをもって、これに代えることができる。

(イ) (ア) の確認の結果、チチュウカイミバエが発見されたときは、チチュウカイミバエが付着した原因についてイスラエル植物防疫機関と共同して調査すること。なお、原因が判明するまでは、それ以後の消毒の確認は行わないこと

ウ 植物検疫証明書

植物防疫官は、アにより消毒が完全に行われたこと及びイにより検疫有害動植物がないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を付記すること。

(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合

ア 輸出検査の確認

植物防疫官は、告示6の(1)の検査の確認について、次により、原則として1年に1回以上、イスラエル植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

(ア) (略)

(イ) イスラエル植物防疫機関が記録した検査の記録を確認し、検査においてチチュウカイミバエ等検疫有害動植物の発見がなかったことを確認すること。

(ウ) 上記 (ア) 及び (イ) の結果、チチュウカイミバエ等検疫有害動植物が発見されたときは、イスラエル植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。

イ 消毒の開始の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のイの輸出港における消毒の開始の確認について、次により、原則として1年に1回以上、イスラエル植物防疫機関と共同して行うものとする。

ただし、(ア) から (カ) までについては、「イスラエル産かき生果実に関する植物検疫実施細則」(平成15年11月18日付け15消安第2936号消費・安全局長通知)に定める低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合の消毒の開始を確認することをもって、これに代えることができる。

(ア) ・ (イ) (略)

(ウ) 生果実の中心部の温度が告示5の(1)に定められた温度(摂氏0.5度、摂氏1.0度、摂氏1.5度又は摂氏2.2度)となっていることを、低温処理船舶にあっては船倉ごとに4か所(複数デッキにあっては、デッキごとに3か所)以上、低温処理コンテナにあっては3か所以上の生果実について確認すること。

(エ) ～ (カ) (略)

ウ 消毒の終了の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のイの輸入港における消毒の終了の確認について、次により、原則として、イスラエル植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) (略)

(イ) 告示4の封印がなされていることを確認すること。

(ウ) ・ (エ) (略)

(オ) (エ)の確認の結果、告示5の消毒日数が当該コンテナの卸下までに満たされていないことが判明した場合であって、当該コンテナの卸下前又は卸下後、遅滞なく、イスラエル植物防疫機関から、当該コンテナの卸下された輸入港のコンテナターミナル内において消毒を継続することを希望する旨の書面又は電子メールによる申出があり、当該コンテナの卸下後、遅滞なく、当該生果実を所有し、又は管理する者から検査申請書が提出され、当該コンテナの記号・番号、告示4の封印の記号・番号、消毒を継続する場所及び期間並びに当該コンテナにき裂、損傷等がないことが確認できたときには、卸下後の消毒の継続を認めるものとする。ただし、植物防疫官が必要と判断する場合は、海上コンテナ詰輸入植物等検疫要領(昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達)第6に定めるコンテナターミナル内の一定の場所において、輸入検査に先立ち、当該コンテナにき裂、損傷等がないことを確認するものとする。卸下後の消毒の継続を認めたときは

(ア) ・ (イ) (略)

(ウ) 生果実の中心部の温度が告示5の(1)に定められた温度(摂氏0.5度、摂氏1.0度、摂氏1.5度又は摂氏2.2度)となっていることを、低温処理船舶にあっては船倉ごとに4か所(複数デッキに区分されている船倉(以下「複数デッキ」という。)にあっては、デッキごとに3か所)以上、低温処理コンテナにあっては3か所以上の生果実について確認すること。

(エ) ～ (カ) (略)

ウ 消毒の終了の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のイの輸入港における消毒の終了の確認について、次により、原則として、イスラエル植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) (略)

(イ) 告示4の封印が破れていないことを確認すること。

(ウ) ・ (エ) (略)

(新設)

、イスラエル植物防疫機関から消毒終了の連絡があり次第、（エ）に準じて消毒の終了の確認を行うものとし、消毒が完全に行われていないことが判明したときは、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

（カ）輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合には、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

（削る）

（オ）輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合には、当該生果実は、イスラエル植物防疫機関の責任により返送されるものとされている。

2 消毒施設

（１）告示５の（１）の低温処理施設は、次の条件を満たすものとなっている。

ア 生果実の中心部を所定温度に保持できること。

イ 生果実の中心部の温度（部屋中央の積荷の中心部及び最上部の角並びに冷却風の出口付近の積荷の中心部及び最上部の角の４か所）を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。

ウ イの自動温度記録装置は、４時間ごとに摂氏0.1度単位で記録でき、かつ、少なくとも較正後１か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。

（２）告示５の（１）の低温処理船舶は、次の条件を満たすものとなっている。

ア 生果実の中心部を所定温度に保持できるものであること。

イ 生果実の中心部の温度（船室ごとに４か所以上。ただし、複数デッキにあってはデッキごとに３か所以上）を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。

ウ イの自動温度記録装置は、４時間ごとに摂氏0.1度単位で記録できるものであり、かつ、少なくとも較正後１か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。

（３）告示５の（１）の低温処理コンテナは、次の条件を満たすものとなっている。

ア 密閉型コンテナであること。

イ き裂、損傷等がなく、検疫有害動植物の分散のおそれがないものであること。

(削る)

ウ 生果実の中心部を所定温度に保持できるものであること。

エ 生果実の中心部の温度（コンテナ内の積荷の中心部を含む3か所以上）を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。

オ エの自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録できるものであり、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。

（4）告示5の（2）のイスラエル植物防疫機関により指定された低温処理船舶については、毎年、3の調査の開始前又は輸出の開始前に、イスラエル植物防疫機関により、船舶名、指定番号、指定年月日、所有者、収容能力及び船舶の構造を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとされている。

（5）告示5の（2）のイスラエル植物防疫機関により指定された低温処理コンテナについては、毎年、3の調査の開始前又は輸出の開始前に、イスラエル植物防疫機関により、その記号・番号、指定年月日、所有者及び容積を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとされている。

3 消毒施設の調査

（1）植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理施設について、2の条件を満たすものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。

ア 調査は、原則として、毎年当該施設の使用開始前に行うこと。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査すること。

イ 調査は、原則として、イスラエル植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同して行うこと。

（2）植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理船舶及び低温処理コンテナについて、2の条件を満たすものであることを確認するため、毎年1回以上イスラエル植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査に同行し、調査が的確に行われていることを確認するものとする。

5 表示

告示8の輸出植物検疫終了の表示は次の(1)の様式、仕向地の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(1)・(2) (略)

6 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示5の(1)の消毒が適切に行われていない場合、告示5の(2)のイスラエル植物防疫機関により指定された低温処理船舶又は低温処理コンテナでない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示7の積込み時の措置に違反する場合、告示8の表示がなされていない場合、こん包が破損若しくは開封されている場合(低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われた場合を除く。)又は低温処理コンテナにき裂、損傷等があった場合は、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (略)

(4) 植物防疫官は、チチュウカイミバエが発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、チチュウカイミバエが発見された荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。

イ (略)

5 表示

告示8の輸出植物検疫終了の表示は次の(1)の様式、仕向地の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行なわれるものとされている。

(1)・(2) (略)

6 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の(2)のイスラエル植物防疫機関により指定された低温処理船舶又は低温処理コンテナでない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示8の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合(低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われた場合を除く。)には、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。

(3) (略)

(4) 植物防疫官は、チチュウカイミバエが発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア チチュウカイミバエが発見された荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。

イ (略)

附 則

この通知は、令和7年11月25日から施行する。

イスラエル産かき生果実に関する植物検疫実施細則（平成15年11月18日付け15消安第2936号消費・安全局長通達）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第41のイスラエルから発送されるトライアンフ種のかきの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成15年11月18日農林水産省告示第1883号。以下「告示」という。）1に規定する生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、<u>告示で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</u> 1 消毒施設 （1）告示5の（1）の低温処理施設は、次の条件を満たすものとする。 ア 原則として、消毒後の生果実を陸送することなく船積みすることができる場所に位置するものであること。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りではない。 （ア）（略） （イ）こん包の通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。<u>以下同じ。</u>）が張られているもの。 （ウ）こん包又は束ねたこん包全体が網で覆われているもの。 イ 部屋ごとに摂氏±0.6度の精度で告示5の（1）に定める温度を保持できること。 ウ （略） エ <u>ウの自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録できるものであり、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。</u> （2）告示5の（1）の低温処理船舶は、次の条件を満たすものとする。 ア 生果実の中心部が告示5の（1）に定める温度を保持でき	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第41のイスラエル産トライアンフ種のかきの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、<u>平成15年11月18日農林水産省告示第1883号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</u> 1 消毒施設 （1）告示5の（1）の低温処理施設は、次の条件の<u>すべてに適合しているものとされている。</u> ア 原則として、消毒後の生果実を陸送することなく船積みすることができる場所に位置するものであること。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りではない。 （ア）（略） （イ）こん包の通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られているもの。 （ウ）こん包又は束ねたこん包全体が網（<u>孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。</u>）で覆われているもの。 イ 部屋ごとに±0.6度の精度で<u>所定温度を保持できるものであること。</u> ウ （略） （新設） （2）告示5の（1）の低温処理船舶は、次の<u>すべての条件に適合しているものとされている。</u> ア 生果実の中心部が<u>所定温度に保持できるものであること。</u>

ること。

イ 船倉ごとに船倉内の温度及び生果実の中心部の温度を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。

ウ イの自動温度記録装置は、船倉内の気温測定用として2本以上の温度センサー及び生果実の中心部の温度測定用として4本以上の温度センサーを有していること。ただし、通常の大きさの船倉が複数により構成されている船倉（以下「複数デッキ」という。）にあつては、気温測定用として最上段のデッキに2本以上の温度センサー及び当該デッキ以外の各デッキに1本以上の温度センサーを生果実の中心部の温度測定用として各デッキに3本以上の温度センサーを有すること。

エ イの自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録できるものであり、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。

(3) 告示5の(1)の低温処理コンテナは、次の条件を満たすものとする。

ア (略)

イ き裂、損傷等がなく、検疫有害動植物の分散のおそれがないこと。

ウ 生果実の中心部が告示5の(1)に定める温度に保持できること。

エ (略)

オ エの自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録できるものであり、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。

(4) 告示5の(2)のイスラエル植物防疫機関により指定された低温処理船舶については、毎年、2の調査の開始前又は輸出の開始前に、イスラエル植物防疫機関により、船舶名、指定番号、指定年月日、所有者、収容能力及び船舶の構造を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

(5) 告示5の(2)のイスラエル植物防疫機関により指定された低温処理コンテナについては、毎年、2の調査の開始前又は輸出の開始前に、イスラエル植物防疫機関により、その記号・

イ 船室ごとに船室内の温度及び生果実の中心部の温度を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。

ウ イの自動温度記録装置は、船室内の気温測定用として2本以上の温度センサー及び生果実の中心部の温度測定用として4本以上の温度センサーを有していること。ただし、複数デッキにあつては、気温測定用として最上段のデッキに2本以上の温度センサー及び当該デッキ以外の各デッキに1本以上の温度センサーを生果実の中心部の温度測定用として各デッキに3本以上の温度センサーを有していること。

エ イの自動温度記録装置は、4時間ごとに0.1度単位で記録できるものであり、かつ、少なくとも較正後1か月間は±0.1度の精度を維持できる能力があること。

(3) 告示5の(1)の低温処理コンテナは、次の条件を満足しているものとされている。

ア (略)

イ き裂、損傷等がなく、検疫有害動植物の分散のおそれがないものであること。

ウ 生果実の中心部が所定温度に保持できるものであること。

エ (略)

オ エの自動温度記録装置は、4時間ごとに0.1度単位で記録できるものであり、かつ、少なくとも較正後1か月間は±0.1度の精度を維持できる能力があること。

(4) 告示5の(2)のイスラエル植物防疫機関により指定された低温処理船舶については、毎年、2の調査の開始前又は輸出の開始前に、イスラエル植物防疫機関により、船舶名、指定番号、指定年月日、所有社名、収容能力、船舶の構造を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとされている。

(5) 告示5の(2)のイスラエル植物防疫機関により指定された低温処理コンテナについては、毎年、2の調査の開始前又は輸出の開始前に、イスラエル植物防疫機関により、その記号・

番号、指定年月日、所有者及び容積を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

2 消毒施設の調査

(1) 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理施設については、1の条件を満たすものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。

ア 調査は、原則として、毎年当該施設の使用開始前に行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査すること。

イ 調査は、原則として、イスラエル植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同して行うこと。

(2) 植物防疫官は、告示5の低温処理船舶及び低温処理コンテナについては、1の条件を満たすものであることを確認するため、原則として1年に1回以上、イスラエル植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査に同行し、調査が的確に行われていることを確認するものとする。

3 検査及び消毒の確認

(1) 低温処理施設において消毒が行われる場合

ア 消毒の実施の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のアの消毒の実施の確認について、次により、原則として、イスラエル植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。

(ア) 消毒開始直前及び終了後に、温度計の示度が正確であるかどうかを氷点法により確認すること。

(イ) 生果実の中心部の温度が予備冷蔵により告示5の(1)に定められた温度(摂氏0度又は摂氏1.1度)となっていることを、部屋ごとに、4か所以上の生果実について確認すること。

(ウ) (イ)の確認後、引き続き生果実中心部の温度が、12日間摂氏0度以下又は14日間摂氏1.1度以下であることを確認

番号、所有者、容積及び指定の年月日を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとされている。

2 消毒施設の調査

(1) 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理施設については、1の条件に適合するものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。

ア 調査は、原則として、毎年当該施設の使用開始前に行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。

イ 調査は、原則として、イスラエル植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同して行うものとする。

(2) 植物防疫官は、告示5の低温処理船舶及び低温処理コンテナについては、1の条件に適合するものであることを確認するため、毎年1回以上イスラエル植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査に同行し、調査が的確に行われていることを確認すること。

3 検査及び消毒の確認

(1) 低温処理施設において消毒が行われる場合

ア 消毒実施の確認

告示6の(2)のアの消毒の確認は、次により、原則として、イスラエル植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。

(新設)

(ア) 生果実の中心部の温度が予備冷蔵により摂氏0度又は摂氏1.1度となっていることを、部屋ごとに、4か所以上の生果実について確認すること。

(イ) (ア)の確認後、引き続き生果実中心部の温度が、12日間摂氏0度以下又は14日間摂氏1.1度以下であることを確認

すること。
(削る)

イ 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示6の(1)の検査の実施の確認について、次により、原則として、イスラエル植物防疫機関が行う検査と共同して行うものとする。

(ア) (略)

(イ) (ア)の確認の結果、チチュウカイミバエが発見されたときには、チチュウカイミバエが付着した原因についてイスラエル植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の消毒の確認を行わないこと。

ウ 植物検疫証明書

植物防疫官は、アにより消毒が完全に行われたこと及びイにより検疫有害動植物がないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を付記するものとする。

(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合

ア 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示6の(1)の検査の実施の確認について、次により、原則として1年に1回以上、輸出港又はこん包場所において、イスラエル植物防疫機関が行う検査の確認と共同して行うものとする。

(ア) ・ (イ) (略)

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の結果、チチュウカイミバエが発見されたときは、その原因についてイスラエル植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の輸出を停止すること。

イ 消毒の開始の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のイの輸出港における消毒の開始の確認について、次により、原則として1年に1回以上、イスラエル植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行

すること。

(ウ) 消毒開始直前及び終了後に、温度計の示度が正確であるかどうかを氷点法により確認すること。

イ 輸出検査の確認

告示6の(1)の検査の確認は、次により、原則として、イスラエル植物防疫機関が行う検査と共同して行うものとする。

(ア) (略)

(イ) (ア)の確認の結果チチュウカイミバエが発見されたときには、チチュウカイミバエが付着した原因についてイスラエル植物防疫機関と共同して調査すること。

なお、原因が判明するまでは、それ以後の消毒の確認を行わないものとする。

(新設)

(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合

ア 輸出検査の確認

告示6の(1)の検査の確認は、次により、原則として1年に1回以上輸出港又はこん包場所において、イスラエル植物防疫機関が行う検査の確認と共同して行うものとする。

(ア) ・ (イ) (略)

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の結果、チチュウカイミバエが発見されたときは、その原因についてイスラエル植物防疫機関と共同して調査し、原因が判明するまでは以後の輸出を停止する。

イ 消毒の開始の確認

告示6の(2)のイの輸出港における消毒の開始の確認は、次により、原則として1年に1回以上、イスラエル植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。

うものとする。

ただし、（ア）から（オ）までについては、「イスラエル産スウィートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ、レモン及びオアの生果実に関する植物検疫実施細則」（平成2年3月20日付け2農蚕1124号農産園芸局長通達）に定める低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合の消毒の開始を確認することをもって、これに代えることができる。

（ア）告示5の（2）のイスラエル植物防疫機関により指定された低温処理船舶又は低温処理コンテナであることを確認すること。

（イ）消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であるかどうかを氷点法により確認すること。

（ウ）生果実の中心部の温度が、告示5の（1）に定められた温度（摂氏0度又は摂氏1.1度）となっていることを、低温処理船舶にあつては船倉ごとに4か所（複数デッキにあつては、デッキごとに3か所）以上、低温処理コンテナにあつては3か所以上の生果実について確認すること。

（削る）

（エ）イスラエル植物防疫機関により告示4の封印がなされたことを確認すること。

（オ）低温処理コンテナにあつては、イスラエル植物防疫機関により植物検疫証明書に告示4の（3）の封印の記号・番号が記載されていることを確認すること。

（カ）イスラエル植物防疫機関が記録した告示6の（2）のイの輸出港における消毒の実施記録を確認し、消毒の開始が的確であったことを確認すること。

ウ 消毒の終了の確認

告示6の（2）のイの輸入港における消毒の終了の確認は、次により、原則として、イスラエル植物防疫機関と共同して行うものとする。

ただし、（ア）から（オ）までについては、「イスラエル産スウィートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ、レモン及びオアの生果実に関する植物検疫実施細則」（平成2年3月20日付け2農蚕1124号農産園芸局長通達）に定める低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合の消毒の開始を確認することをもって、これに代えることができる。

（新設）

（新設）

（ア）生果実の中心部の温度が摂氏0度又は摂氏1.1度となっていることを、低温処理船舶にあつては船室ごとに4か所（通常の大きさの船室複数により構成されている船室（以下「複数デッキ」という。）にあつては、デッキごとに3か所）以上、低温処理コンテナにあつては3か所以上の生果実について確認すること。

（イ）消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であるかどうかを氷点法により確認すること。

（ウ）イスラエル植物防疫機関により告示4の封印がなされたことを確認すること。

（エ）低温処理コンテナにあつては、イスラエル植物防疫機関により植物検疫証明書に告示4の（3）の封印の記号・番号が記載されていることを確認すること。

（オ）イスラエル植物防疫機関が記録した告示6の（2）のイの輸出港における消毒の実施記録を確認し、消毒の開始が的確であったことを確認すること。

ウ 消毒の終了の確認

告示6の（2）のイの輸入港における消毒の終了の確認は、次により、原則として、イスラエル植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) 告示5の(2)のイスラエル植物防疫機関により指定された低温処理船舶又は低温処理コンテナであることを確認すること。

(イ) 告示4の封印がなされていることを確認すること。

(ウ) イスラエル植物防疫機関から消毒の終了の確認前に提出された当該船舶又は低温処理コンテナごとの温度センサーの較正記録及び告示5の消毒が開始された記録を確認すること。

(エ) 当該船舶の船倉又は低温処理コンテナごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、イの(ア)の確認の後、引き続き生果実中心部の温度が、12日間摂氏0度以下又は14日間摂氏1.1度以下であったことを確認すること。

(オ) (エ)の確認の結果、告示5の消毒日数が当該コンテナの卸下までに満たされていないことが判明した場合であって、当該コンテナの卸下前又は卸下後、遅滞なく、イスラエル植物防疫機関から、当該コンテナの卸下された輸入港のコンテナターミナル内において消毒を継続することを希望する旨の書面又は電子メールによる申出があり、当該コンテナの卸下後、遅滞なく、当該生果実を所有し、又は管理する者から検査申請書が提出され、当該コンテナの記号・番号、告示4の封印の記号・番号、消毒を継続する場所及び期間並びに当該コンテナにき裂、損傷等がないことが確認できたときには、卸下後の消毒の継続を認めるものとする。ただし、植物防疫官が必要と判断する場合は、海上コンテナ詰輸入植物等検疫要領（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達）第6に定めるコンテナターミナル内の一定の場所において、輸入検査に先立ち、当該コンテナにき裂、損傷等がないことを確認するものとする。卸下後の消毒の継続を認めたときは、イスラエル植物防疫機関から消毒終了の連絡があり次第、(エ)に準じて消毒の終了の確認を行うものとし、消毒が完全に行われていないことが判明したときは、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

(新設)

(ア) 告示4の封印が破れていないことを確認すること。

(イ) イスラエル植物防疫機関から消毒の終了の確認前に提出された当該船舶又は低温処理コンテナごとの温度センサーの較正記録及び告示5の消毒が開始された記録を確認すること。

(ウ) 当該船舶の船室又は低温処理コンテナごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、イの(ア)の確認の後、引き続き生果実中心部の温度が、12日間摂氏0度以下又は14日間摂氏1.1度以下であったことを確認すること。

(新設)

(カ) 輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合には、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

(削る)

4 積み込み時の措置

告示7の積み込み時の措置は、次のいずれかによるものとする。
ただし、航空機へ積み込むときの措置は、(2)又は(3)に限るものとする。

(1) (略)

(2) こん包の通気孔に網を張ること。

(3) こん包又は束ねたこん包全体が網で覆われていること。

5 表示

告示8の輸出検疫終了の表示は次の(1)の様式、仕向地の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(1)・(2) (略)

6 輸入検査

(1) 植物防疫官は、輸入港において、輸入された生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して輸入検査を行うものとする。

(2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示5の(1)の消毒が適切に行われていない場合、告示5の(2)のイスラエル植物防

(エ) 輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合には、当該生果実は、イスラエル植物防疫機関の責任により返送されるものとされている。

(3) 植物検疫証明書

植物防疫官は、(1)のアにより消毒が完全に行われたこと及び(1)のイにより検疫有害動植物がないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を付記するものとする。

4 積み込み時の措置

告示7の積み込み時の措置は、次のいずれかによるものとされている。ただし、航空機へ積み込むときの措置は、(2)又は(3)に限るものとされている。

(1) (略)

(2) こん包の通気孔に網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)を張ること。

(3) こん包又は束ねたこん包全体が網(孔の直径が1.6 ミリメートル以下のものに限る。)で覆われていること。

5 表示

告示8の輸出検疫終了の表示は次の(1)の様式、仕向地の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

(1)・(2) (略)

6 輸入検査

(1) 輸入検査は、輸入港において、当該生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して行うものとする。

(2) 植物検疫証明書が添付されていない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示8の表示がなされていない場合又はこん包が

疫機関により指定された低温処理船舶又は低温処理コンテナでない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示7の積み込み時の措置に違反する場合、告示8の表示がなされていない場合、こん包が破損若しくは開封されている場合（低温処理船舶、又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われた場合を除く。）又はコンテナにき裂、損傷等があった場合は、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

（3）（1）及び（2）以外の輸入検査の方法及び方法については、規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。

（4）植物防疫官は、チチュウカイミバエが発見された場合には、次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、チチュウカイミバエが発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること

イ チチュウカイミバエが付着した原因についてイスラエル植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の輸入検査を中止すること。

破損している場合（低温処理船舶、又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われた場合を除く。）には、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。

（3）（1）及び（2）以外の輸入検査の方法及び方法については、輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。

（4）チチュウカイミバエが発見された場合には、次により措置するものとする。

ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。

イ チチュウカイミバエが付着した原因について、イスラエル植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、それ以後の輸入検査を中止すること。

附 則

この通知は、令和7年11月25日から施行する。

南アフリカ共和国産バーリンカ種のぶどうの生果実に関する植物検疫実施細則（平成22年4月16日付け22消安第3103号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第54の南アフリカ共和国産のバーリンカ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成22年4月16日農林水産省告示第620号。以下「告示」という。）1に規定する生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、<u>告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</u> 1 消毒施設 （1）告示5の（1）の低温処理施設は、次の条件を<u>満たすものとする。</u> ア 生果実の中心部を<u>告示5の（1）に定める温度に</u>保持できること。 イ （略） ウ イの自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録でき、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。 （2）告示5の（1）の低温処理船舶は、次の条件を<u>満たすものとする。</u> ア 生果実の中心部を<u>告示5の（1）に定める温度に</u>保持できること。 イ <u>船倉ごとに船倉内の温度及び生果実の中心部の温度を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。</u> ウ イの自動温度記録装置は、<u>船倉内の</u>気温測定用として2本以上の温度センサー及び生果実の中心部の温度測定用として4本以上の温度センサーを有していること。ただし、<u>通常の大きさの船倉が複数により構成されている船倉</u>（以下「複数デッキ」という。）にあっては、気温測定用として最上段のデッキに2本以上の温度センサー及び当該デッキ以外の各デ	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第54の南アフリカ共和国産のバーリンカ種のぶどうの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、<u>平成22年4月16日農林水産省告示第620号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</u> 1 消毒施設 （1）告示5の（1）の低温処理施設は、次の条件の<u>すべてに適合しているものとされている。</u> ア 生果実の中心部が<u>所定温度に</u>保持できる<u>ものであること。</u> イ （略） ウ イの自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録できる<u>ものであり、</u>かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。 （2）告示5の（1）の低温処理船舶は、次の条件の<u>すべてに適合しているものとされている。</u> ア 生果実の中心部が<u>所定温度に</u>保持できる<u>ものであること。</u> イ <u>船室ごとに船室内の温度及び生果実の中心部の温度を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。</u> ウ イの自動温度記録装置は、<u>船室内の</u>気温測定用として2本以上の温度センサー及び生果実の中心部の温度測定用として4本以上の温度センサーを有していること。ただし、<u>複数に区分けされている船室</u>（以下「複数デッキ」という。）にあっては、気温測定用として最上段のデッキに2本以上の温度センサー及び当該デッキ以外の各デッキに1本以上の温度セ

ッキに1本以上の温度センサー並びに生果実の中心部の温度測定用として各デッキに3本以上の温度センサーを有していること。

エ イの自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録でき、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。

(3) 告示5の(1)の低温処理コンテナは、次の条件を満たすものとする。

ア・イ (略)

ウ 生果実の中心部を告示5の(1)に定める温度に保持できるものであること。

エ (略)

オ エの自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録でき、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。

(4) 告示5の(2)の南アフリカ共和国植物防疫機関により指定された低温処理船舶については、毎年、2の調査の開始前又は輸出の開始前に、南アフリカ共和国植物防疫機関により、船舶名、指定番号、指定年月日、所有者、収容能力及び船舶の構造を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

(5) 告示5の(2)の南アフリカ共和国植物防疫機関により指定された低温処理コンテナについては、毎年、2の調査の開始前又は輸出の開始前に、南アフリカ共和国植物防疫機関により、その記号・番号、指定年月日、所有者及び容積を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

2 消毒施設の調査

(1) 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理施設については、1の条件に適合するものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。

ア 調査は、原則として、毎年当該施設の使用開始前に行うこと。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中

ンサー並びに生果実の中心部の温度測定用として各デッキに3本以上の温度センサーを有していること。

エ イの自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録できるものであり、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。

(3) 告示5の(1)の低温処理コンテナは、次の条件のすべてに適合しているものとされている。

ア・イ (略)

ウ 生果実の中心部が所定温度に保持できるものであること。

エ (略)

オ エの自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録できるものであり、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。

(4) 告示5の(2)の南アフリカ共和国植物防疫機関により指定された低温処理船舶については、毎年、2の調査の開始前又は輸出の開始前に、南アフリカ共和国植物防疫機関により、船舶名、指定番号、指定年月日、所有者、収容能力及び船舶の構造を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとされている。

(5) 告示5の(2)の南アフリカ共和国植物防疫機関により指定された低温処理コンテナについては、毎年、2の調査の開始前又は輸出の開始前に、南アフリカ共和国植物防疫機関により、その記号・番号、所有者、容積及び指定年月日を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとされている。

2 消毒施設の調査

(1) 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理施設については、1の条件に適合するものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。

ア 調査は、原則として、毎年当該施設の使用開始前に行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用

においても随時調査すること。

イ 調査は、原則として、南アフリカ共和国植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同して行うこと。

(2) (略)

3 消毒及び検査の確認

(1) 低温処理施設において消毒が行われる場合

ア 消毒実施の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のアの消毒の確認について、次により、原則として南アフリカ共和国植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。

(ア) 消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であるかどうかを氷点法により確認すること。

(イ) 生果実の中心部の温度が予備冷蔵により告示5の(1)に定められた温度(摂氏0.8度)となっていることを、部屋ごとに、4か所以上の生果実について確認すること。

(ウ) (イ)の確認の後、引き続き生果実の中心部の温度が、16日間摂氏0.8度以下であることを確認すること。

(削る)

(エ) (略)

イ 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示6の(1)の検査の実施の確認について、原則として、南アフリカ共和国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

(ア) 生果実の種類別にこん包数の2パーセント以上が検査されたことを確認すること。

(イ) 検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエ及びミカンコミバエ種群がないことを確認すること。

(ウ) (ア) 及び (イ) の確認の結果、チチュウカイミバエ又はミカンコミバエ種群が発見されたときには、チチュウカ

期間中においても随時調査することができるものとする。

イ 調査は、原則として、南アフリカ共和国植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同して行うものとする。

(2) (略)

3 消毒及び検査の確認

(1) 低温処理施設において消毒が行われる場合

ア 消毒実施の確認

告示6の(2)のアの消毒の確認は、次により、原則として南アフリカ共和国植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。

(新設)

(ア) 生果実の中心部の温度が予備冷蔵により摂氏0.8度となっていることを、部屋ごとに、4か所以上の生果実について確認すること。

(イ) (ア)の確認の後、引き続き生果実の中心部の温度が、16日間摂氏0.8度以下であることを確認すること。

(ウ) 消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であるかどうかを氷点法により確認すること。

(エ) (略)

イ 輸出検査の確認

告示6の(1)の検査の確認は、原則として、南アフリカ共和国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

(ア) 生果実の種類別にこん包数の2パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエ及びミカンコミバエ種群がないことを確認すること。

(新設)

(イ) (ア)の確認の結果、チチュウカイミバエ又はミカンコミバエ種群が発見されたときには、チチュウカイミバエ又

イミバエ又はミカンコミバエ種群が付着した原因について南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の消毒の確認を行わないこと。

ウ (略)

(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合

ア 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示6の(1)の検査の実施の確認について、次により、原則として、1年に1回以上南アフリカ共和国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

(ア) 生果実の種類別にこん包数の2パーセント以上が検査されたことを確認すること。

(イ) 調査の結果、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエ及びミカンコミバエ種群がないことを確認すること。

(ウ) 南アフリカ共和国植物防疫機関の検査の記録を確認し、検査において検疫有害動植物がなかったことを確認すること。

(エ) (ア)、(イ)及び(ウ)の結果、検疫有害動植物が発見されたときは、南アフリカ共和国植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。

イ 消毒の開始の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のイの輸出港における消毒の開始の確認について、次により、原則として1年に1回以上南アフリカ共和国植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。

(ア) (略)

(イ) 消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であるかどうかを氷点法により確認すること。

(ウ) 生果実の中心部の温度が告示5の(1)に定められた温度(摂氏0.8度)となっていることを、低温処理船舶にあって

はミカンコミバエ種群が付着した原因について南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して調査すること。なお、原因が判明するまでは、それ以後の消毒の確認を行わないものとする。

ウ (略)

(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合

ア 輸出検査の確認

告示6の(1)の検査の確認は、次により、原則として1年に1回以上南アフリカ共和国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

(ア) 生果実の種類別にこん包数の2パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエ及びミカンコミバエ種群がないことを確認すること。

(新設)

(イ) 南アフリカ共和国植物防疫機関の検査の記録を確認し、検査において検疫有害動植物がなかったことを確認すること。

(ウ) (ア)及び(イ)の結果、検疫有害動植物が発見されたときは、南アフリカ共和国植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。

イ 消毒の開始の確認

告示6の(2)のイの輸出港における消毒の開始の確認は、次により、原則として1年に1回以上南アフリカ共和国植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。

(ア) (略)

(新設)

(イ) 生果実の中心部の温度が摂氏0.8度となっていることを、低温処理船舶にあっては船室ごとに4か所以上(複数デッ

ては船倉ごとに4か所以上（複数デッキにあっては、デッキごとに3か所以上）、低温処理コンテナにあっては3か所以上の生果実について確認すること。

（削る）

（エ）～（カ）（略）

ウ 消毒の終了の確認

植物防疫官は、告示6の（2）のイの輸入港における消毒終了の確認は、次により、原則として南アフリカ共和国植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。

（ア）（略）

（イ）告示4の封印がなされていることを確認すること。

（ウ）南アフリカ共和国植物防疫機関から消毒の終了の確認前に提出された当該低温処理船舶の船倉、デッキ又は低温処理コンテナごとの温度センサーの校正記録及び告示5の消毒が開始された記録を確認すること。

（エ）当該低温処理船舶の船倉、デッキ又は低温処理コンテナごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、イの（ウ）の確認の後、引き続き生果実の中心部の温度が、16日間摂氏0.8度以下であったことを確認すること。

（オ）（エ）の確認の結果、告示5の消毒日数が当該コンテナの卸下までに満たされていないことが判明した場合であって、当該コンテナの卸下前又は卸下後、遅滞なく、南アフリカ共和国植物防疫機関から、当該コンテナの卸下された輸入港のコンテナターミナル内において消毒を継続することを希望する旨の書面又は電子メールによる申出があり、当該コンテナの卸下後、遅滞なく、当該生果実を所有し、又は管理する者から検査申請書が提出され、当該コンテナの記号・番号、告示4の封印の記号・番号、消毒を継続する場所及び期間並びに当該コンテナにき裂、破損等がないことが確認できたときには、卸下後の消毒の継続を認めるものとする。ただし、植物防疫官が必要と判

きにあっては、デッキごとに3か所以上）、低温処理コンテナにあっては3か所以上の生果実について確認すること。

（ウ）消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であるかどうかを氷点法により確認すること。

（エ）～（カ）（略）

ウ 消毒の終了の確認

告示6の（2）のイの輸入港における消毒終了の確認は、次により、原則として南アフリカ共和国植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。

（ア）（略）

（イ）告示4の封印が破れていないことを確認すること。

（ウ）南アフリカ共和国植物防疫機関から消毒の終了の確認前に提出された当該低温処理船舶の船室、デッキ又は低温処理コンテナごとの温度センサーの校正記録及び告示5の消毒が開始された記録を確認すること。

（エ）当該低温処理船舶の船室、デッキ又は低温処理コンテナごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、イの（イ）の確認の後、引き続き生果実の中心部の温度が、16日間摂氏0.8度以下であったことを確認すること。

（新設）

断する場合は、海上コンテナ詰輸入植物等検疫要領（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達）第6に定めるコンテナターミナル内の一定の場所において、輸入検査に先立ち、当該コンテナにき裂、損傷等がないことを確認するものとする。卸下後の消毒の継続を認めたときは、南アフリカ共和国植物防疫機関から消毒終了の連絡があり次第、（エ）に準じて消毒の終了の確認を行うものとし、消毒が完全に行われていないことが判明したときは、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

（カ）輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合には、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

4 積み込み時の措置

告示7の積み込み時の措置は、次のいずれかによるものとする。
ただし、航空機へ積み込むときの措置は、（１）、（３）又は（４）に限るものとする。
（１）～（４）（略）

5 表示

告示8の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。
（１）・（２）（略）

6 輸入検査

- （１）植物防疫官は、輸入港において、輸入された生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して輸入検査を行うものとする。
- （２）植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示4の封印のない場合、告示5の（１）の消毒が適切に行われていない場合、告示5の（２）の南アフリカ共和国植物防疫機

（オ）輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合には、当該生果実は、南アフリカ共和国植物防疫機関の責任により返送されるものとされている。

4 積み込み時の措置

告示7の積み込み時の措置は、次のいずれかによるものとされている。ただし、航空機へ積み込むときの措置は、（１）、（３）又は（４）に限るものとされている。
（１）～（４）（略）

5 表示

告示8の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。
（１）・（２）（略）

6 輸入検査

- （１）輸入検査は、輸入港において、当該生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して行うものとする。
- （２）植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の（２）の南アフリカ共和国植物防疫機関により指定された低温処理船舶又は低温処理コンテナでない場合、告示6の植物防疫官によ

関により指定された低温処理船舶又は低温処理コンテナでない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示7の積込み時の措置に違反する場合、告示8の表示がなされていない場合、こん包が破損若しくは開封されている場合（低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われた場合を除く。）又はコンテナにき裂、損傷等があった場合は、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (略)

(4) 植物防疫官は、チチュウカイミバエ又はミカンコミバエ種群が発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ チチュウカイミバエ又はミカンコミバエ種群が付着した原因について、南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の輸入検査を中止すること。

る確認が行われていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示8の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合（低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われた場合を除く。）には、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。

(3) (略)

(4) チチュウカイミバエ又はミカンコミバエ種群が発見された場合は、次により措置するものとする。

ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。

イ チチュウカイミバエ又はミカンコミバエ種群が付着した原因を南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。

附 則

この通知は、令和7年11月25日から施行する。

アルゼンチン産グレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に関する植物検疫実施細則（平成 15 年 4 月 25 日付け 14 生産第 10776 号生産局長通知）一部改正新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）別表 2 の付表第 39 のアルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成 26 年 2 月 7 日農林水産省告示第 189 号。以下「告示」という。）1 に規定する生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 （削る） <u>1 消毒施設</u> （1）告示 5 の（1）の低温処理施設は、次の条件を満たすものとする。 ア 生果実の中心部を告示 5 の（1）に定める温度に保持できること。 イ・ウ （略） （2）告示 5 の（1）の低温処理船舶は、次の条件を満たすものとする。 ア 生果実の中心部を告示 5 の（1）に定める温度に保持できること。 イ （略） ウ イの自動温度記録装置は、生果実の中心部の温度測定用として 4 本以上の温度センサーを有すること。ただし、<u>通常の大さきの船倉が複数により構成されている船倉（以下「複数デッキ」という。）</u>にあっては、生果実の中心部の温度測定用として各デッキに 3 本以上の温度センサーを有すること。 エ （略） （3）告示 5 の（1）の低温処理コンテナは、次の条件を満たすものとする。	植物防疫法施行規則別表 2 の付表第 39 のアルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成 26 年 2 月 7 日農林水産省告示第 189 号。以下「告示」という。）1 に規定する生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 <u>1 検査及び消毒の確認</u> （略） <u>2 消毒施設</u> （1）告示 5 の（1）の低温処理施設は、次の条件を満たすものと<u>されている</u>。 ア 生果実の中心部を<u>所定温度</u>に保持できること。 イ・ウ （略） （2）告示 5 の（1）の低温処理船舶は、次の条件を満たすものと<u>されている</u>。 ア 生果実の中心部を<u>所定温度</u>に保持できること。 イ （略） ウ イの自動温度記録装置は、生果実の中心部の温度測定用として 4 本以上の温度センサーを有すること。ただし、<u>複数デッキにあっては</u>、生果実の中心部の温度測定用として各デッキに 3 本以上の温度センサーを有すること。 エ （略） （3）告示 5 の（1）の低温処理コンテナは、次の条件を満たすものと<u>されて</u>

ア 密閉型コンテナであること。

イ (略)

ウ 生果実の中心部が告示5の(1)に定める温度に保持できること。

エ・オ (略)

(4) 告示5の(2)のアルゼンチン植物防疫機関により指定された低温処理船舶については、毎年、3の調査の開始前又は輸出の開始前に、アルゼンチン植物防疫機関により、船舶名、指定番号、指定年月日、所有者、収容能力及び船舶の構造を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

(5) 告示5の(2)のアルゼンチン植物防疫機関により指定された低温処理コンテナについては、毎年、3の調査の開始前又は輸出の開始前に、アルゼンチン植物防疫機関により、その記号・番号、指定年月日、所有者及び容積を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

2 消毒施設の調査

(1) 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理施設について、1の条件を満たすものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。

ア・イ (略)

(2) 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理船舶及び低温処理コンテナについて、1の条件を満たすものであることを確認するため、原則として1年に1回以上、アルゼンチン植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査に同行し、調査が的確に行われていることを確認するものとする。

3 検査及び消毒の確認

(1) 低温処理施設において消毒が行われる場合

ア 消毒の実施の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のアの消毒の実施の確認について、次により、原則として、アルゼンチン植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) 消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であることを氷点法により確

いる。

ア 密閉形コンテナであること。

イ (略)

ウ 生果実の中心部が所定温度に保持できること。

エ・オ (略)

(4) 告示5の(2)のアルゼンチン植物防疫機関により指定された低温処理船舶については、毎年、3の調査の開始前又は輸出の開始前に、アルゼンチン植物防疫機関により、船舶名、指定番号、指定年月日、所有者、収容能力及び船舶の構造を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとされている。

(5) 告示5の(2)のアルゼンチン植物防疫機関により指定された低温処理コンテナについては、毎年、3の調査の開始前又は輸出の開始前に、アルゼンチン植物防疫機関により、その記号・番号、指定年月日、所有者及び容積を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとされている。

3 消毒施設の調査

(1) 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理施設について、2の条件を満たすものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。

ア・イ (略)

(2) 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理船舶及び低温処理コンテナについて、2の条件を満たすものであることを確認するため、原則として、アルゼンチン植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査に同行し、調査が的確に行われていることを確認するものとする。

(新設)

認すること。

(イ) 生果実の中心部の温度が予備冷蔵により告示5の(1)に定められた温度(摂氏1.9度、摂氏2.1度又は摂氏3.0度)となっていることを、部屋ごとに、4か所以上の生果実について確認すること。

(ウ) (イ)の確認後、引き続き生果実の中心部の温度が、グレープフルーツについては19日間摂氏2.3度以下又は23日間摂氏3.2度以下、バレンシア種のスイートオレンジについては21日間摂氏2.2度以下、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のスイートオレンジについては21日間摂氏2.1度以下、レモンについては19日間摂氏2.2度以下又は24日間摂氏3.2度以下、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットについては23日間摂氏2.1度以下であることを確認すること。

イ 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示6の(1)の検査の実施の確認について、次により、原則として、アルゼンチン植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

(ア) グレープフルーツ、スイートオレンジ(バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。(2)のアにおいて同じ。)、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実

- a 生果実のこん包数の2パーセント以上が検査されたことを確認すること。
- b 検査の結果、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエ及びミナミアメリカミバエ(以下「ミバエ類」という。)がないことを確認すること。
- c a及びbの確認の結果、ミバエ類が発見されたときには、ミバエ類が付着した原因について、アルゼンチン植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の消毒の確認は行わないこと。

(イ) レモンの生果実

- a 生果実のこん包数の2パーセント以上が検査されたことを確認すること。
- b 検査の結果、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがないことを

確認すること。

- c a 及びb の確認の結果、チチュウカイミバエが発見されたときには、チチュウカイミバエが付着した原因について、アルゼンチン植物防疫機関と共同して調査し、その原因が半明するまでは、以後の消毒の確認を行わないこと。

ウ 植物検疫証明書

植物防疫官は、アにより消毒が完全に行われたこと及びイにより検疫有害動植物がないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を付記するものとする。

(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合

ア 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示6の(1)の検査の実施の確認について、次により、原則として1年に1回以上、アルゼンチン植物防疫機関が記録した検査の実施記録を確認することにより行うものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地での調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。

(ア) グレープフルーツ、スウィートオレンジ、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実

- a 生果実のこん包数の2パーセント以上が検査されたことを確認すること。
- b 検査の結果、検疫有害動植物、特にミバエ類がないことを確認すること。
- c a 及びb の確認の結果、検疫有害動植物が発見されたときには、アルゼンチン植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。

(イ) レモンの生果実

- a 生果実のこん包数の2パーセント以上が検査されたことを確認すること。
- b 検査の結果、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがないことを確認すること。
- c a 及びb の確認の結果、検疫有害動植物が発見されたときには、アルゼ

ンチン植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。

イ 消毒の開始の確認

植物防疫官は、告示6の（2）のイの輸出港における消毒の開始の確認について、次により、原則として1年に1回以上、アルゼンチン植物防疫機関と共同して行うものとする。

（ア）告示5の（2）のアルゼンチン植物防疫機関により指定された低温処理船舶又は低温処理コンテナであることを確認すること。

（イ）消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であることを氷点法により確認すること。

（ウ）生果実の中心部の温度が予備冷蔵により告示5の（1）に定められた温度（摂氏1.9度、摂氏2.1度又は摂氏3.0度）となっていることを、低温処理船舶にあつては船倉ごとに4か所（複数デッキにあつては、デッキごとに3か所）以上、低温処理コンテナにあつては3か所以上の生果実について確認すること。

（エ）（ウ）の確認後にアルゼンチン植物防疫機関により告示4の封印がなされたことを確認すること。

（オ）低温処理コンテナにあつては、アルゼンチン植物防疫機関により植物検疫証明書に告示4の（3）の封印の記号・番号が記載されていることを確認すること。

（カ）アルゼンチン植物防疫機関が記録した告示6の（2）のイの輸出港における消毒の実施記録を確認し、消毒の開始が的確であったことを確認すること。

ウ 消毒の終了の確認

植物防疫官は、告示6の（2）のイの輸入港における消毒の終了の確認について、次により、原則として、アルゼンチン植物防疫機関と共同して行うものとする。

（ア）告示5の（2）のアルゼンチン植物防疫機関により指定された低温処理船舶又は低温処理コンテナであることを確認すること。

（イ）低温処理船舶にあつては、告示4の封印がなされていることを確認し、低温処理コンテナにあつては、告示4の封印の記号・番号を植物検疫

証明書の記載と照合するとともに、当該封印がなされていることを確認すること。

(ウ) アルゼンチン植物防疫機関から消毒の終了の確認前に提出された当該低温処理船舶又は低温処理コンテナーごとの温度センサーの校正記録及び告示5の消毒が開始された記録を確認すること。

(エ) 当該船舶の船倉、デッキ又は低温処理コンテナーごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、イの(ウ)の確認の後、引き続き生果実中心部の温度が、グレープフルーツについては19日間摂氏2.3度以下又は23日間摂氏3.2度以下、バレンシア種のスウィートオレンジについては21日間摂氏2.2度以下、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のスウィートオレンジについては21日間摂氏2.1度以下、レモンについては19日間摂氏2.2度以下又は24日間摂氏3.2度以下、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットについては23日間摂氏2.1度以下であることを確認すること。

(オ) 輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合には、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

(カ) 低温処理コンテナーにあっては、(エ)の確認の結果、告示5の消毒日数が当該コンテナーの卸下までに満たされていないことが判明した場合であって、当該コンテナーの卸下前又は卸下後、遅滞なく、アルゼンチン植物防疫機関から、当該コンテナーの卸下された輸入港のコンテナーターミナル内において消毒を継続することを希望する旨の書面又は電子メールによる申出があり、当該コンテナーの卸下後、遅滞なく、当該生果実を所有し、又は管理する者から検査申請書が提出され、当該コンテナーの記号・番号、告示4の封印の記号・番号、消毒を継続する場所及び期間並びに当該コンテナーにき裂、損傷等がないことが確認できたときには、卸下後の消毒の継続を認めるものとする。ただし、植物防疫官が必要と判断する場合は、海上コンテナー詰輸入植物等検疫要領(昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達)第6に定めるコンテナーターミナル内の一定の場所において、輸入検査に先立ち、当該コンテナーにき裂、損傷等がないことを確認するものとする。卸下後の消毒の継続を認めたときは、アルゼンチン植物防疫機関から消毒終

了の連絡があり次第、(エ) に準じて消毒の終了の確認を行うものとし、消毒が完全に行われていないことが判明したときは、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

5 表示

告示8の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(1) 輸出植物検疫終了の表示

SENASA

(2) (略)

6 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示5の(1)の消毒が適切に行われていない場合、告示5の(2)のアルゼンチン植物防疫機関により指定された低温処理船舶又は低温処理コンテナでない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示7の積込み時の措置に違反する場合、告示8の表示がなされていない場合、こん包が破損若しくは開封されている場合(低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われた場合を除く。)又は低温処理コンテナにき裂、損傷等があった場合には、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手続及び方法は、規則及び輸入植物検疫

5 表示

告示8の輸出植物検疫終了の表示は次の(1)の様式、仕向地の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

(1) 輸出植物検疫終了の表示



(2) (略)

6 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示8の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開封されている場合(低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われた場合を除く。)には、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手続及び方法は、植物防疫法施行規則(昭

規程（昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号）によるものとする。 (4) (略)	<u>和 25 年農林省令第 73 号</u> 及び輸入植物検疫規程（昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号）によるものとする。 (4) (略)
---	---

附 則

この通知は、令和 7 年 11 月 25 日から施行する。

イタリア産タロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスイートオレンジの生果実に関する植物検疫実施細則（平成17年3月10日16消安第9372号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)別表2の付表第45のイタリアから発送されるタロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスイートオレンジの生果実に係る農林水産大臣が定める基準(平成26年2月7日農林水産省告示第190号。以下「告示」という。)1に規定する生果実(以下「生果実」という。)に係る植物検疫の実施については、告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 <u>1 消毒施設</u> <u>(1) 告示5の(1)の低温処理施設は、次の条件を満たすものとする。</u> <u>ア 生果実の中心部を告示5の(1)に定める温度に保持できること。</u> <u>イ 生果実の中心部の温度(部屋中央の積荷の中心部及び最上部の角並びに冷却風の出口付近の積荷の中心部及び最上部の角の4か所)を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。</u> <u>ウ イの自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録でき、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。</u> <u>(2) 告示5の(1)の低温処理船舶は、次の条件を満たすものとする。</u> <u>ア 生果実の中心部を告示5の(1)に定める温度に保持できること。</u> <u>イ 船倉ごとに生果実の中心部の温度を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。</u> <u>ウ イの自動温度記録装置は、生果実の中心部の温度測定用として4本以上の温度センサーを有すること。ただし、通常の大きさの船倉が複数により構成されている船倉(以下「複数デッキ」という。)にあつては、生果実の中心部の温度測定用として各デッキに3本以上の温度センサーを有すること。</u> <u>エ イの自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録でき、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力が</u>	植物防疫法施行規則別表2の付表第45のイタリアから発送されるタロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスイートオレンジの生果実に係る農林水産大臣が定める基準(平成26年2月7日農林水産省告示第190号。以下「告示」という。)1に規定する生果実(以下「生果実」という。)に係る植物検疫の実施については、告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 (新設)

あること。

(3) 告示5の(1)の低温処理コンテナは、次の条件を満たすものとする。

ア 密閉型コンテナであること。

イ き裂、損傷等がなく、検疫有害動植物の分散のおそれがないこと。

ウ 生果実の中心部を告示5の(1)に定める温度に保持できること。

エ 生果実の中心部の温度(コンテナ内の積荷の中心部を含む3か所)を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。

オ エの自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録でき、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。

(4) 告示5の(2)のイタリア植物防疫機関により指定された低温処理船舶については、毎年、2の調査の開始前又は輸出の開始前に、イタリア植物防疫機関により、船舶名、指定番号、指定年月日、所有者、収容能力及び船舶の構造を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

(5) 告示5の(2)のイタリア植物防疫機関により指定された低温処理コンテナについては、毎年、2の調査の開始前又は輸出の開始前に、イタリア植物防疫機関により、その記号・番号、指定年月日、所有者及び容積を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

2 消毒施設の調査

(新設)

(1) 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理施設について、1の条件を満たすものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。

ア 調査は、原則として、毎年当該施設の使用開始前に行うこと。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査すること。

イ 調査は、原則として、イタリア植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同して行うこと。

(2) 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理船舶及び低温処理コンテナについて、1の条件を満たすものであることを確認するため、原則として1年に1回以上、イタリア植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査に同行し、調査が的確に行われていることを確認するもの

とする。

3 検査及び消毒の確認

(1) (略)

(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合

ア (略)

イ 消毒の開始の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のイの輸出港における消毒の開始の確認について、次により、原則として1年に1回以上、イタリア植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 生果実の中心部の温度が予備冷蔵により告示5の(1)に定められた温度(摂氏1.2度)となっていることを、低温処理船舶にあつては船倉ごとに4か所(複数デッキにあつては、デッキごとに3か所)以上、低温処理コンテナにあつてはコンテナごとに3か所以上の生果実について確認すること。

(エ)～(カ) (略)

ウ 消毒の終了の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のイの輸入港における消毒の終了の確認について、次により、原則として、イタリア植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) (略)

(イ) 告示4の封印がなされていることを確認すること。

(ウ)・(エ) (略)

(オ) (エ)の確認の結果、告示5の消毒日数が当該コンテナの卸下までに満たされていないことが判明した場合であつて、当該コンテナの卸下前又は卸下後、遅滞なく、イタリア植物防疫機関から、当該コンテナの卸下された輸入港のコンテナターミナル内において消毒を継続することを希望する旨の書面又は電子メールによる申出があり、当該コンテナの卸下後、遅滞なく、当該生果実を所有し、又は管理する者から検査申請書が提出され、当該コンテナの記号・番号、告示4の封印の

1 検査及び消毒の確認

(1) (略)

(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合

ア (略)

イ 消毒の開始の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のイの輸出港における消毒の開始の確認について、次により、原則として1年に1回以上、イタリア植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 生果実の中心部の温度が予備冷蔵により告示5の(1)に定められた温度(摂氏1.2度)となっていることを、低温処理船舶にあつては船倉ごとに4か所(複数のデッキに区分けされている船倉(以下「複数デッキ」という。))にあつては、デッキごとに3か所)以上、低温処理コンテナにあつては3か所以上の生果実について確認すること。

(エ)～(カ) (略)

ウ 消毒の終了の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のイの輸入港における消毒の終了の確認について、次により、原則として、イタリア植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) (略)

(イ) 告示4の封印が破れていないことを確認すること。

(ウ)・(エ) (略)

(新設)

記号・番号、消毒を継続する場所及び期間並びに当該コンテナーにき裂、損傷等がないことが確認できたときには、卸下後の消毒の継続を認めるものとする。ただし、植物防疫官が必要と判断する場合は、海上コンテナー詰輸入植物等検疫要領（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達）第6に定めるコンテナーターミナル内の一定の場所において、輸入検査に先立ち、当該コンテナーにき裂、損傷等がないことを確認するものとする。卸下後の消毒の継続を認めたときは、イタリア植物防疫機関から消毒終了の連絡があり次第、(エ)に準じて消毒の終了の確認を行うものとし、消毒が完全に行われていないことが判明したときは、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

(カ) 輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合には、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

(削る)

(オ) 輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合には、当該生果実は、イタリア植物防疫機関の責任により返送されるものとされている。

2 消毒施設

(1) 告示5の(1)の低温処理施設は、次の条件を満たすものとされている。

ア 生果実の中心部を所定温度に保持できること。

イ 生果実の中心部の温度（部屋中央の積荷の中心部及び最上部の角並びに冷却風の出口付近の積荷の中心部及び最上部の角の4か所）を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。

ウ イの自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録でき、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。

(2) 告示5の(1)の低温処理船舶は、次の条件を満たすものとされている。

ア 生果実の中心部を所定温度に保持できること。

イ 船倉ごとに生果実の中心部の温度を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。

ウ イの自動温度記録装置は、生果実の中心部の温度測定用として4本以上の温度センサーを有すること。ただし、複数デッキにあっては、生果実の中心部の温度測定用として各デッキに3本以上の温度センサーを有すること。

(削る)

エ イの自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録でき、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。

(3) 告示5の(1)の低温処理コンテナは、次の条件を満たすものとされている。

ア 密閉形コンテナであること。

イ き裂、損傷等がなく、検疫有害動植物の分散のおそれがないこと。

ウ 生果実の中心部を所定温度に保持できること。

エ 生果実の中心部の温度(コンテナ内の積荷の中心部を含む3か所)を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。

オ エの自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録でき、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。

(4) 告示5の(2)のイタリア植物防疫機関により指定された低温処理船舶については、毎年、3の調査の開始前又は輸出の開始前に、イタリア植物防疫機関により、船舶名、指定番号、指定年月日、所有者、収容能力及び船舶の構造を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとされている。

(5) 告示5の(2)のイタリア植物防疫機関により指定された低温処理コンテナについては、毎年、3の調査の開始前又は輸出の開始前に、イタリア植物防疫機関により、その記号・番号、指定年月日、所有者及び容積を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとされている。

3 消毒施設の調査

(1) 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理施設について、2の条件を満たすものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。

ア 調査は、原則として、毎年当該施設の使用開始前に行うこと。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査すること。

イ 調査は、原則として、イタリア植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同して行うこと。

6 輸入検査 (1) (略) (2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、<u>告示4の封印がなされていない場合、告示5の(1)の消毒が適切に行われていない場合、告示5の(2)のイタリア植物防疫機関により指定された低温処理船舶又は低温処理コンテナでない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示7の積み込み時の措置に違反する場合、告示8の表示がなされていない場合、<u>こん包が破損若しくは開封されている場合(低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われた場合を除く。)</u>又はコンテナにき裂、損傷等があった場合は、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。</u> (3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手続及び方法は、<u>規則及び輸入植物検疫規程</u>（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。 (4) 植物防疫官は、チチュウカイミバエが発見された場合には、次の措置を講ずるものとする。 ア (略) イ チチュウカイミバエが付着した原因を、イタリア植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の輸入検査を中止すること。	<u>(2) 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理船舶及び低温処理コンテナについて、2の条件を満たすものであることを確認するため、原則として1年に1回以上、イタリア植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査に同行し、調査が的確に行われていることを確認するものとする。</u> 6 輸入検査 (1) (略) (2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の(2)のイタリア植物防疫機関により指定された低温処理船舶又は低温処理コンテナでない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、<u>告示4の封印がなされていない場合、告示8の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開封されている場合(低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われた場合を除く。)</u>には、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 (3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手続及び方法は、<u>植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号)</u>及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。 (4) 植物防疫官は、チチュウカイミバエが発見された場合には、次の措置を講ずるものとする。 ア (略) イ チチュウカイミバエが付着した原因を、イタリア植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、<u>それ以後の輸入検査を中止すること。</u>
--	--

附 則

この通知は、令和7年11月25日から施行する。

トルコ産オレンジその他のシトラス・シネンシス等の生果実に関する植物検疫実施細則（平成22年 8 月18日付け22消安第4305号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第56のトルコから発送されるオレンジその他のシトラス・シネンシス等の生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成26年2月7日農林水産省告示第191号。以下「告示」という。）に規定する生果実（以下「生果実」という。）の植物検疫の実施については、告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 消毒施設 （1）告示5の（1）の低温処理施設は、次の条件を満たすものとする。 ア 生果実の中心部を告示5の（1）に定める温度に保持できること。 イ・ウ （略） （2）告示5の（1）の低温処理船舶は、次の条件を満たすものとする。 ア 生果実の中心部を告示5の（1）に定める温度に保持できること。 イ （略） ウ イの自動温度記録装置は、生果実の中心部の温度測定用として4本以上の温度センサーを有すること。ただし、<u>通常の大</u>きさの船倉が複数により構成されている船倉にあっては、生果実の中心部の温度測定用として各デッキに3本以上の温度センサーを有すること。 エ （略） （3）告示5の（1）の低温処理コンテナは、次の条件を満たすものとされている。 ア・イ （略）	植物防疫法施行規則別表2の付表第56のトルコから発送されるオレンジその他のシトラス・シネンシス等の生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成26年2月7日農林水産省告示第191号。以下「告示」という。）に規定する生果実（以下「生果実」という。）の植物検疫の実施については、告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 消毒施設 （1）告示5の（1）の低温処理施設は、次の条件を満たすものとされている。 ア 生果実の中心部を<u>所定温度</u>に保持できること。 イ・ウ （略） （2）告示5の（1）の低温処理船舶は、次の条件を満たすものとされている。 ア 生果実の中心部を<u>所定温度</u>に保持できること。 イ （略） ウ イの自動温度記録装置は、生果実の中心部の温度測定用として4本以上の温度センサーを有すること。ただし、<u>複数のデッキに区分けされている船倉（以下「複数デッキ」という。）</u>にあっては、生果実の中心部の温度測定用として各デッキに3本以上の温度センサーを有すること。 エ （略） （3）告示5の（1）の低温処理コンテナは、次の条件を満たすものとされている。 ア・イ （略）

ウ 生果実の中心部を告示5の（1）に定める温度に保持できること。

エ・オ （略）

（4）告示5の（2）のトルコ植物防疫機関により指定された低温処理船舶については、毎年、2の調査の開始前又は輸出の開始前に、トルコ植物防疫機関により、船舶名、指定番号、指定年月日、所有者、収容能力及び船舶の構造を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

（5）告示5の（2）のトルコ植物防疫機関により指定された低温処理コンテナについては、毎年、2の調査の開始前又は輸出の開始前に、トルコ植物防疫機関により、その記号・番号、指定年月日、所有者及び容積を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

3 検査及び消毒の確認

（1）低温処理施設において消毒が行われる場合

ア 消毒の実施の確認

植物防疫官は、告示6の（2）のアの消毒の実施の確認について、次により、原則としてトルコ植物防疫機関と共同して行うものとする。

（ア）（略）

（イ）1の（1）のイに定めるとおり、生果実の中心部の温度が随時確認できることを確かめること。

（ウ）（略）

イ 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示6の（1）の検査の実施の確認について、次により、原則としてトルコ植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

（ア）・（イ）（略）

（ウ）（ア）及び（イ）の確認の結果、チチュウカイミバエが発見されたときは、チチュウカイミバエが付着した原因について、トルコ植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の消毒の確認を行わないこと。

ウ 生果実の中心部を所定温度に保持できること。

エ・オ （略）

（4）告示5の（2）のトルコ植物防疫機関により指定された低温処理船舶については、毎年、2の調査の開始前又は輸出の開始前に、トルコ植物防疫機関により、船舶名、指定番号、指定年月日、所有者、収容能力及び船舶の構造を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとされている。

（5）告示5の（2）のトルコ植物防疫機関により指定された低温処理コンテナについては、毎年、2の調査の開始前又は輸出の開始前に、トルコ植物防疫機関により、その記号・番号、指定年月日、所有者及び容積を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとされている。

3 検査及び消毒の実施の確認

（1）低温処理施設において消毒が行われる場合

ア 消毒の実施の確認

植物防疫官は、告示6の（2）のアの消毒の実施の確認について、次により、原則としてトルコ植物防疫機関と共同して行うものとする。

（ア）（略）

（イ）1（1）イに定めるとおり、生果実の中心部の温度が随時確認できることを確かめること。

（ウ）（略）

イ 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示6の（1）の検査の実施の確認について、次により、原則としてトルコ植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

（ア）・（イ）（略）

（ウ）（ア）及び（イ）の確認の結果、チチュウカイミバエが発見されたときは、チチュウカイミバエが付着した原因についてトルコ植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の消毒の確認を行わないこと。

ウ (略)

(2) 低温処理船舶及び低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合

ア 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示6の(1)の検査の実施の確認について、次により、原則として1年に1回以上、トルコ植物防疫機関が記録した検査の実施記録を確認し、検査が的確に実施されたことを確認するものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。

(ア)～(ウ) (略)

イ 消毒の開始の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のイの輸出港における消毒の開始の確認について、次により、原則として1年に1回以上、トルコ植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 低温処理船舶にあつては1の(2)のウに定めるとおり、低温処理コンテナにあつては1の(3)のエに定めるとおり、生果実の中心部の温度が随時確認できることを確かめること。

(エ)～(カ) (略)

ウ 消毒の終了の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のイの輸入港における消毒の終了の確認について、次により、原則としてトルコ植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) 告示5の(2)のトルコ植物防疫機関により指定された低温処理船舶又は低温処理コンテナであることを確認すること。

(イ) 告示4の封印がなされていることを確認すること。

(ウ)・(エ) (略)

(オ) (エ)の確認の結果、告示5の消毒日数が当該コンテナの卸下までに満たされていないことが判明した場合であ

ウ (略)

(2) 低温処理船舶及び低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合

ア 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示6の(1)の検査の実施の確認について、次により、原則として1年に1回以上トルコ植物防疫機関が記録した検査の実施記録を確認し、検査が的確に実施されたことを確認するものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。

(ア)～(ウ) (略)

イ 消毒の開始の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のイの輸出港における消毒の開始の確認について、次により、原則として1年に1回以上トルコ植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 低温処理船舶にあつては1(2)ウに定めるとおり、低温処理コンテナにあつては1(3)エに定めるとおり、生果実の中心部の温度が随時確認できることを確かめること。

(エ)～(カ) (略)

ウ 消毒の終了の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のイの輸入港における消毒の終了の確認について、次により、原則としてトルコ植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) 告示5の(2)のトルコ植物防疫機関により指定された低温処理船舶又は低温処理コンテナであることを確認すること。

(イ) 告示4の封印が破れていないことを確認すること。

(ウ)・(エ) (略)

(新設)

って、当該コンテナの卸下前又は卸下後、遅滞なく、トルコ植物防疫機関から、当該コンテナの卸下された輸入港のコンテナターミナル内において消毒を継続することを希望する旨の書面又は電子メールによる申出があり、当該コンテナの卸下後、遅滞なく、当該生果実を所有し、又は管理する者から検査申請書が提出され、当該コンテナの記号・番号、告示4の封印の記号・番号、消毒を継続する場所及び期間並びに当該コンテナにき裂、損傷等がないことが確認できたときには、卸下後の消毒の継続を認めるものとする。ただし、植物防疫官が必要と判断する場合は、海上コンテナ詰輸入植物等検疫要領（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達）第6に定めるコンテナターミナル内の一定の場所において、輸入検査に先立ち、当該コンテナにき裂、損傷等がないことを確認するものとする。卸下後の消毒の継続を認めたときは、トルコ植物防疫機関から消毒終了の連絡があり次第、（エ）に準じて消毒の終了の確認を行うものとし、消毒が完全に行われていないことが判明したときは、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

（カ） 輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合には、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

5 表示

告示8の輸出植物検疫終了の表示は次の（1）の様式、仕向地の表示は次の（2）の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

（1）輸出植物検疫終了の表示

（オ） 輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合には、当該生果実は、トルコ植物防疫機関の責任により返送されるものとされている。

5 表示

告示8の輸出植物検疫終了の表示は次の（1）の様式、仕向地の表示は次の（2）の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

（1）輸出植物検疫終了の表示



(2) (略)

6 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示5の(1)の消毒が適切に行われていない場合、告示5の(2)のトルコ植物防疫機関により指定された低温処理船舶又は低温処理コンテナでない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示7の積込み時の措置に違反する場合、告示8の表示がなされていない場合、こん包が破損若しくは開封されている場合(低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われた場合を除く。)又はコンテナにき裂、損傷等があった場合は、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手続及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号)によるものとする。



(2) (略)

6 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の(2)のトルコ植物防疫機関により指定された低温処理船舶又は低温処理コンテナでない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示8の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開封されている場合(低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われた場合を除く。)には、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手続及び方法は、植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号)及び輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号)によるものとする。

(4) (略)

(4) (略)

附 則

この通知は、令和 7 年11月25日から施行する。

改 正 後	改 正 前
1 消毒施設 （1）告示5の（2）の消毒のために適切な設備を有するものとは、低温処理船舶にあっては、次の条件を満たすものとする。 ア・イ （略） ウ イの自動温度記録装置は、生果実の中心部の温度測定用として4本以上の温度センサーを有すること。ただし、<u>通常の大きさの船倉が複数により構成されている船倉</u>にあっては、生果実の中心部の温度測定用としてデッキごとに3本以上の温度センサーを有すること。 エ （略） （2）～（4）（略） 2 消毒施設の調査 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理船舶及び低温処理コンテナについて、1の条件を満たすものであることを確認するため、原則として1年に1回以上、ペルー植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査に同行し、調査が的確に行われていることを確認するものとする。 3 検査及び消毒の実施の確認 （1）（略） （2）消毒の開始の確認 植物防疫官は、告示6の（2）の輸出港における消毒が開始されていることの確認について、次により、原則として1年に1回以上、ペルー植物防疫機関と共同して行うものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地調査により確認を行うものとする。 ア・イ （略） ウ 低温処理船舶にあっては<u>1の（1）のウ</u>に定めるとおり、低温処理コンテナにあっては<u>1の（2）のエ</u>に定めるとおり、生果実の中心部の温度が随時確認できることを確認すること。	1 消毒施設 （1）告示5の（2）の消毒のために適切な設備を有するものとは、低温処理船舶にあっては、次の条件を満たすものとする。 ア・イ （略） ウ イの自動温度記録装置は、生果実の中心部の温度測定用として4本以上の温度センサーを有すること。ただし、<u>複数のデッキに区分けされている船倉（以下「複数デッキ」という。）</u>にあっては、生果実の中心部の温度測定用としてデッキごとに3本以上の温度センサーを有すること。 エ （略） （2）～（4）（略） 2 消毒施設の調査の確認 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理船舶及び低温処理コンテナについて、1の条件を満たすものであることを確認するため、原則として1年に1回以上、ペルー植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査に同行し、調査が的確に行われていることを確認するものとする。 3 検査及び消毒の実施の確認 （1）（略） （2）消毒の開始の確認 植物防疫官は、告示6の（2）の輸出港における消毒が開始されていることの確認について、次により、原則として1年に1回以上、ペルー植物防疫機関と共同して行うものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地調査により確認を行うものとする。 ア・イ （略） ウ 低温処理船舶にあっては<u>1（1）ウ</u>に定めるとおり、低温処理コンテナにあっては<u>1（2）エ</u>に定めるとおり、生果実の中心部の温度が随時確認できることを確認すること。

エ〜カ （略）

(3) 消毒の終了の確認

植物防疫官は、告示6の（2）の輸入港における消毒が終了していることの確認について、次により、原則として、ペルー植物防疫機関と共同して行うものとする。なお、輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合は、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

ア （略）

イ 告示4の封印がなされていることを確認すること。

ウ （略）

エ 当該低温処理船舶の船倉若しくはデッキ又は当該低温処理コンテナーごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、生果実の中心部が摂氏2.1度となった後、引き続き18日間その温度以下、又は生果実の中心部が摂氏3.0度となった後、引き続き23日間その温度以下であったことを確認すること。

オ エの確認の結果、告示5の消毒日数が当該コンテナーの卸下までに満たされていないことが判明した場合であって、当該コンテナーの卸下前又は卸下後、遅滞なく、ペルー植物防疫機関から、当該コンテナーの卸下された輸入港のコンテナーターミナル内において消毒を継続することを希望する旨の書面又は電子メールによる申出があり、当該コンテナーの卸下後、遅滞なく、当該生果実を所有し、又は管理する者から検査申請書が提出され、当該コンテナーの記号・番号、告示4の封印の記号・番号、消毒を継続する場所及び期間並びに当該コンテナーにき裂、損傷等がないことが確認できたときには、卸下後の消毒の継続を認めるものとする。ただし、植物防疫官が必要と判断する場合は、海上コンテナー詰輸入植物等検疫要領（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達）第6に定めるコンテナーターミナル内の一定の場所において、輸入検査に先立ち、当該低温処理コンテナーにき裂、損傷等がないことを確認するものとする。卸下後の消毒の継続を認めたときは、ペルー植物防疫機関から消毒終了の連絡があり次第、エに準じて消毒の終了の確認を行うものとし、消毒が完全に行われていないことが判明したときは、当該生果実を輸入禁止品とし

エ〜カ （略）

(3) 消毒の終了の確認

植物防疫官は、告示6の（2）の輸入港における消毒が終了していることの確認について、次により、ペルー植物防疫機関と共同して行うものとする。なお、輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合は、当該生果実は、ペルー植物防疫機関の責任により返送されるものとされている。

ア （略）

イ 告示4の封印が破れていないことを確認すること。

ウ （略）

エ 当該低温処理船舶の船倉若しくはデッキ又は当該低温処理コンテナーごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、（2）のウの確認の後、生果実の中心部が摂氏2.1度となった後、引き続き18日間その温度以下、又は生果実の中心部が摂氏3.0度となった後、引き続き23日間その温度以下であったことを確認すること。

（新設）

て取り扱うものとする。

4 表示

告示7の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(1)・(2) (略)

5 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示5の(1)の消毒が適切に行われていない場合、告示5の(2)のペルー植物防疫機関により指定された低温処理船舶若しくは低温処理コンテナでない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示7の表示がなされていない場合又は低温処理コンテナにき裂、損傷等があった場合は、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (略)

(4) 植物防疫官は、ミバエ類が発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、ミバエ類が発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ ミバエ類が付着した原因をペルー植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の輸入検査を中止すること。

4 表示

告示7の輸出植物検疫終了の表示は次の(1)の字句に、仕向地の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(1)・(2) (略)

5 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示5の(2)のペルー植物防疫機関により指定された低温処理船舶若しくは低温処理コンテナでない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合又は告示7の表示がなされていない場合は、当該生果実を所有又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (略)

(4) 植物防疫官は、ミバエ類が発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実を所有又は管理する者に対し、ミバエ類が発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ ミバエ類が付着した原因をペルー植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。

附 則

この通知は、令和7年11月25日から施行する。

エジプト産オレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レディクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ、マンダリンその他のシトラス・レディクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に関する植物検疫実施細則（令和2年11月2日付け2消安第3144号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 検査及び消毒の実施の確認 (1)・(2) (略) (3) 消毒の終了の確認 植物防疫官は、告示6の(2)の輸入港における消毒が終了していることの確認について、次により、<u>原則として</u>、エジプト植物防疫機関と共同して行うものとする。なお、輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合は、当該生果実を<u>輸入禁止品として取り扱うものとする。</u> ア (略) イ 告示4の封印が<u>なされていることを確認すること。</u> ウ・エ (略) オ <u>エの確認の結果、告示5の消毒日数が当該コンテナの卸下までに満たされていないことが判明した場合であって、当該コンテナの卸下前又は卸下後、遅滞なく、エジプト植物防疫機関から、当該コンテナの卸下された輸入港のコンテナターミナル内において消毒を継続することを希望する旨の書面又は電子メールによる申出があり、当該コンテナの卸下後、遅滞なく、当該生果実を所有し、又は管理する者から検査申請書が提出され、当該コンテナの記号・番号、告示4の封印の記号・番号、消毒を継続する場所及び期間並びに当該コンテナにき裂、損傷等がないことが確認できたときには、卸下後の消毒の継続を認めるものとする。ただし、植物防疫官が必要と判断する場合は、海上コンテナ詰輸入植物等検疫要領（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達）第6に定めるコンテナターミナル内の一定の場所において、輸入検査に先立ち、当該コンテナにき裂、損</u>	3 検査及び消毒の実施の確認 (1)・(2) (略) (3) 消毒の終了の確認 植物防疫官は、告示6の(2)の輸入港における消毒が終了していることの確認について、次により、エジプト植物防疫機関と共同して行うものとする。なお、輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合は、当該生果実<u>は、エジプト植物防疫機関の責任により返送されるものとする。</u> ア (略) イ 告示4の封印が<u>破れていないことを確認すること。</u> ウ・エ (略) (新設)

傷等がないことを確認するものとする。卸下後の消毒の継続を認めたときは、エジプト植物防疫機関から消毒終了の連絡があり次第、エに準じて消毒の終了の確認を行うものとし、消毒が完全に行われていないことが判明したときは、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

4 表示

告示7の表示はそれぞれ次の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(1) ・ (2) (略)

5 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示5の(1)の消毒が適切に行われていない場合、告示5の(2)のエジプト植物防疫機関により指定された低温処理コンテナでない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示7の表示がなされていない場合又はコンテナにき裂、損傷等があった場合は、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (略)

(4) 植物防疫官は、チチュウカイミバエが発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、チチュウカイミバエが発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること

イ チチュウカイミバエが付着した原因について、エジプト植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。

4 表示

告示7の輸出植物検疫終了の表示は次の(1)の字句に、仕向地の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(1) ・ (2) (略)

5 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示5の(2)のエジプト植物防疫機関により指定された低温処理コンテナでない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合又は告示7の表示がなされていない場合は、当該生果実を所有又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (略)

(4) 植物防疫官は、チチュウカイミバエが発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実を所有又は管理する者に対し、チチュウカイミバエが発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ チチュウカイミバエが付着した原因をエジプト植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。

附 則

この通知は、令和 7 年11月25日から施行する。

ベトナム産りゅうがんの生果実に関する植物検疫実施細則（令和4年11月18日付け4消安第4260号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第77の規定に基づき定めるベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりゅうがんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（令和4年11月18日農林水産省告示第1869号。以下「告示」という。）<u>1</u>に規定する生果実（以下「生果実」という。）の植物検疫の実施については、告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 消毒施設 （1）低温処理施設 告示5の消毒のために<u>適切な施設及び設備を有するもの</u>とは、低温処理施設にあっては、次の条件を満たすものとする。 ア～ウ （略） （2）低温処理コンテナ 告示5の消毒のために<u>適切な施設及び設備を有するもの</u>とは、低温処理コンテナにあっては、<u>次の条件を満たすもの</u>とする。 ア <u>密閉型コンテナであること。</u> イ <u>き裂、損傷等がなく、検疫有害動植物が分散するおそれがないこと。</u> ウ <u>生果実の中心部が告示5の（1）に定める温度に保持できること。</u> 2 低温処理コンテナの指定 告示5の（2）の<u>ベトナム植物防疫機関により指定された低温処理コンテナ</u>については、毎年、輸出の開始前に、ベトナム植物防疫機関により記号・番号、指定年月日、所有者及び容積を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第77の規定に基づき定めるベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりゅうがんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（令和4年11月18日農林水産省告示第1869号。以下「告示」という。）に規定する生果実（以下「生果実」という。）の植物検疫の実施については、告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 消毒施設 （1）低温処理施設 告示5の消毒のために<u>必要な施設及び設備を有するもの</u>とは、低温処理施設にあっては、次の条件を満たすものとする。 ア～ウ （略） （2）低温処理コンテナ 告示5の消毒のために<u>必要な施設及び設備を有するもの</u>とは、低温処理コンテナにあっては、<u>密閉型であり、き裂、損傷等がなく、検疫有害動植物が分散するおそれがなく、かつ、生果実の中心部を告示5の（1）に定める温度に保持できるもの</u>とする。 （新設） （新設） （新設） 2 低温処理コンテナの指定 告示5の（2）の指定された低温処理コンテナについては、毎年、輸出の開始前に、ベトナム植物防疫機関により記号・番号、指定年月日、所有者及び容積を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

5 検査及び消毒の確認

(1) 低温処理施設において消毒が行われる場合

ア (略)

イ 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示3の(1)の検査の実施の確認について、次により、原則として1年に1回以上、ベトナム植物防疫機関が記録した検査の実施記録により、検査が的確に実施されたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地での調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) (イ) 及び (ウ) の確認の結果、検疫有害動植物が発見されたときは、ベトナム植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。

(2) 低温処理コンテナの場合

ア 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示3の(1)の検査の実施の確認について、次により、原則として1年に1回以上、ベトナム植物防疫機関が記録した検査の実施記録により、検査が的確に実施されたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地での調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) (ア) 及び (イ) の確認の結果、検疫有害動植物が発見されたときは、ベトナム植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。

イ (略)

ウ 消毒の終了の確認

植物防疫官は、告示7の(2)のイの輸入の時までの消毒の終了の確認について、次により、原則としてベトナム植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) (略)

(イ) 告示4の(2)の封印がなされていることを確認すること。

5 検査及び消毒の確認

(1) 低温処理施設の場合

ア (略)

イ 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示3の(1)のベトナム植物防疫機関による検査について、次により、原則として1年に1回以上、ベトナム植物防疫機関が記録した検査の実施記録により、検査が的確に実施されたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地での調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 検疫有害動植物が発見されたときは、ベトナム植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。

(2) 低温処理コンテナの場合

ア 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示3の(1)のベトナム植物防疫機関による検査について、次により、原則として1年に1回以上、ベトナム植物防疫機関が記録した検査の実施記録により、検査が的確に実施されたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地での調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 検疫有害動植物が発見されたときは、ベトナム植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。

イ (略)

ウ 消毒の終了の確認

告示7の(2)のイの輸入の時までの消毒の終了の確認については、低温処理コンテナの卸下後速やかに、次により、原則としてベトナム植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) (略)

(イ) 告示4の(2)の封印が破れていないことを確認すること。

(ウ)・(エ) (略)

(オ) (エ) の確認の結果、告示5の消毒日数が当該コンテナの卸下までに満たされていないことが判明した場合であって、当該コンテナの卸下前又は卸下後、遅滞なく、ベトナム植物防疫機関から、当該コンテナの卸下された輸入港のコンテナターミナル内において消毒を継続することを希望する旨の書面又は電子メールによる申出があり、当該コンテナの卸下後、遅滞なく、当該生果実を所有し、又は管理する者から検査申請書が提出され、当該コンテナの記号・番号、告示4の封印の記号・番号、消毒を継続する場所及び期間並びに当該コンテナにき裂、損傷等がないことが確認できたときには、卸下後の消毒の継続を認めるものとする。ただし、植物防疫官が必要と判断する場合は、海上コンテナ詰輸入植物等検査要領（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達）第6に定めるコンテナターミナル内の一定の場所において、輸入検査に先立ち、当該コンテナにき裂、損傷等がないことを確認するものとする。卸下後の消毒の継続を認めたときは、ベトナム植物防疫機関から消毒終了の連絡があり次第、(エ) に準じて消毒の終了の確認を行うものとし、消毒が完全に行われていないことが判明したときは、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

(カ) 輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合には、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

7 こん包及びこん包場所

(1) こん包

告示6の(1)のミカンコミバエ種群の侵入するおそれがないと認められる材料とは、密閉されたもの、密閉ではないが開口部全てに網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。以下同じ。）が張られているもの又は網（ただし、果実との間に一定の隙間ができるように果実全体を覆うことができる場合に限る。）とする。

(2) こん包場所

告示6の(2)のミカンコミバエ種群の侵入するおそれがないと認められる

(ウ)・(エ) (略)

(新設)

(オ) 我が国の到着までに消毒が完全に実施されていないことが判明した場合には、ベトナム植物防疫機関に対し、当該生果実を、その責任により返送するよう指示すること。

7 こん包及びこん包場所

(1) こん包

告示6の(1)のミカンコミバエ種群の侵入するおそれがないと認められる材料とは、密閉されたもの、密閉ではないが開口部全てに網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られているもの又は孔の直径が1.6ミリメートル以下の網（ただし、果実との間に一定の隙間ができるように果実全体を覆うことができる場合に限る。）とする。

(2) こん包場所

告示6の(2)のミカンコミバエ種群の侵入するおそれがないと認められる

場所とは、次の条件を満たすものとする。 ア 窓等の開口部には<u>全て網が張られている等</u>、ミカンコミバエ種群の侵入を防止するための設備があること。 イ・ウ (略) 8 表示 告示8の表示はそれぞれ次の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。 (1) 輸出植物検疫終了の表示 PLANT QUARANTINE VIETNAM (2) 仕向地の表示 ア FOR JAPAN イ 日本向け 9 輸入検査 (1) (略) (2) 植物防疫官は、告示3の(1)の植物検疫証明書が添付されていない場合、告示4の封印がなされていない場合、<u>告示5の(1)の消毒が適切に行われていない場合、告示5の(2)のベトナム植物防疫機関により指定された低温処理コンテナでない場合、告示7の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示8の表示がなされていない場合、こん包が破損若しくは開封されている場合(低温処理コンテナにおいて消毒が行われた場合を除く。)</u>又はコンテナにき裂、損傷等があった場合は、当該生果実を<u>所有し、又は管理する者</u>に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 (3)・(4) (略)	場所とは、次の条件を満たすものとする。 ア 窓等の開口部には<u>すべて網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)</u>が張られている等、ミカンコミバエ種群の侵入を防止するための設備があること。 イ・ウ (略) 8 表示 告示8の輸出植物検疫終了の表示は次の<u>(1)の字句に、仕向地の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。</u> (1) 輸出植物検疫終了の表示：<u>PLANT QUARANTINE VIETNAM</u> (2) 仕向地の表示：<u>ア FOR JAPAN</u> イ 日本向け 9 輸入検査 (1) (略) (2) 植物防疫官は、告示3の(1)の植物検疫証明書が添付されていない場合、告示4の封印がなされていない場合、こん包が破損若しくは開封されている場合(低温処理コンテナにおいて消毒が行われた場合を除く。)又は<u>告示8の表示がなされていない場合は、当該生果実を所有又は管理する者</u>に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 (3)・(4) (略)
---	--

附 則

この通知は、令和7年11月25日から施行する。

モロッコ産マンダリンその他のシトラス・レディクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に関する植物検疫実施細則（令和5年2月24日付け4消安第6198号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第78の規定に基づき定めるモロッコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンダリンその他のシトラス・レディクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（令和5年2月24日農林水産省告示第343号。以下「告示」という。）に規定する生果実（以下「生果実」という。）の植物検疫の実施については、告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第78の規定に基づき定めるモロッコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンダリンその他のシトラス・レディクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（令和5年2月24日農林水産省告示第343号。以下「告示」という。）に規定する生果実（以下「生果実」という。）の植物検疫の実施については、<u>規則、告示及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）</u>に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。
3 消毒の実施の確認 （削る）	3 消毒の実施の確認 <u>植物防疫官は、告示6の消毒が的確に実施されていることの確認について、次により行うものとする。また、原則として1年に1回以上、モロッコ植物防疫機関が作成した消毒の実施記録を確認することにより、前回の実施記録の確認以降の消毒の開始と終了がいずれも的確に行われていたことを確認するものとする。</u>
（1）消毒の開始の確認 植物防疫官は、<u>告示6の消毒が的確に開始されていることの確認について、次により原則として1年に1回以上、モロッコ植物防疫機関と共同して行うものとする。</u> ア 告示5の（2）の指定コンテナであること及びき裂、損傷等がなく、検疫有害動植物が分散するおそれがないことを確認すること。 イ～エ （略） オ <u>モロッコ植物防疫機関により植物検疫証明書に告示4の封印の記号・番号が記載されていることを確認すること。</u> カ <u>モロッコ植物防疫機関が記載した輸出港における消毒の実施記録を確認し、消毒の開始が的確であったことを確認する</u>	（1）消毒の開始の確認 植物防疫官は、<u>原則として1年に1回以上、次により、消毒が的確に開始されていることをモロッコ植物防疫機関と共同して輸出前に確認するものとする。</u> ア 告示5の（2）の指定コンテナであること及びき裂、損傷等がなく、検疫有害動植物が分散するおそれがないことを確認すること。 イ～エ （略） （新設） （新設）

こと。

(2) 消毒の終了の確認

植物防疫官は、輸入港において行われる告示6の消毒が的確に終了していることの確認について、次により、原則として、モロッコ植物防疫機関と共同して行うものとする。なお、消毒が完全に実施されていないことが判明した場合は、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

ア 指定コンテナであることを確認すること。

イ 告示4の封印がなされていることを確認すること。

ウ モロッコ植物防疫機関から消毒の終了の確認前に提出された当該指定コンテナごとの温度センサーの較正記録及び告示5の消毒が開始された記録を確認すること。

エ 当該指定コンテナごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、生果実の中心部の温度が、マンダリンその他のシトラス・レティクラタについては、摂氏2.0度となった後、引き続き23日間その温度以下、クレメンティンその他のシトラス・クレメンティナについては摂氏2.0度となった後、引き続き16日間その温度以下であったことを確認すること。

オ エの確認の結果、告示5の消毒日数が当該指定コンテナの卸下までに満たされていないことが判明した場合であって、当該指定コンテナの卸下前又は卸下後、遅滞なく、モロッコ植物防疫機関から、当該指定コンテナの卸下された輸入港のコンテナターミナル内において消毒を継続することを希望する旨の書面又は電子メールによる申出があり、当該指定コンテナの卸下後、遅滞なく、当該生果実を所有し、又は管理する者から検査申請書が提出され、当該指定コンテナの記号・番号、告示4の封印の記号・番号、消毒を継続する場所及び期間並びに当該指定コンテナにき裂、損傷等がないことが確認できたときには、卸下後の消毒の継続を認めるものとする。ただし、植物防疫官が必要と判断する場合は、海上コンテナ詰輸入植物等検疫要領（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達）第6に定めるコン

(2) 消毒の終了の確認

植物防疫官は、告示6の消毒が的確に終了していることの確認について、輸入検査において、次により行うものとする。なお、消毒が完全に実施されていないことが判明した場合は、当該生果実はモロッコ植物防疫機関の責任により返送されるものとする。

ア 植物検疫証明書に告示5の消毒が行われた旨及び告示4の封印の記号・番号が記載されていることを確認すること。

イ 告示4の封印が破れていないことを確認すること。

(新設)

(新設)

(新設)

テナーターミナル内の一定の場所において、輸入検査に先立ち、当該指定コンテナーにき裂、損傷等がないことを確認するものとする。卸下後の消毒の継続を認めたときは、モロッコ植物防疫機関から消毒終了の連絡があり次第、エに準じて消毒の終了の確認を行うものとし、消毒が完全に行われていないことが判明したときは、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

4 表示

告示7の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(1) 輸出植物検疫終了の表示

Inspected

(2) 仕向地の表示

Export to Japan

5 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物防疫官は、告示3の(1)の植物検疫証明書が添付されていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示5の(1)の消毒が適切に行われていない場合、指定コンテナーでない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示7の表示がなされていない場合又はコンテナーにき裂、損傷等があった場合は、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (1)及び(2)以外の輸入検査の手續及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号)によるものとする。

(4) 植物防疫官は、チチュウカイミバエが発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、チチュウカ

4 表示

告示7の輸出植物検査が終了している旨の表示は(1)の字句に、仕向け地が日本である旨の表示は(2)の字句によるものとし、各こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(1) Inspected

(新設)

(2) Export to Japan

(新設)

5 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物防疫官は、告示3の(1)の植物検疫証明書が添付されていない場合、告示4の封印がなされていない場合若しくは破れている場合、指定コンテナーでない場合、告示5の消毒が適切に行われていない場合又は告示7の表示がなされていない場合は、当該生果実を所有し又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(新設)

(3) 植物防疫官は、チチュウカイミバエが発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実を所有又は管理する者に対し、チチュウカイミ

イミバエが発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。
イ チチュウカイミバエが付着した原因をモロッコ植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の輸入検査を中止すること。

バエが発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。
イ チチュウカイミバエが付着した原因をモロッコ植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。

附 則

この通知は、令和7年11月25日から施行する。

ペルー産ぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実に関する植物検疫実施細則（令和5年3月22日付け4消安第6724号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)	
改 正 後	改 正 前
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第79の規定に基づき定めるペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実に係る農林水産大臣が定める基準（令和5年3月22日農林水産省告示第438号。以下「告示」という。）に規定する生果実（以下「生果実」という。）の植物検疫の実施については、告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第79の規定に基づき定めるペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実に係る農林水産大臣が定める基準（令和5年3月22日農林水産省告示第438号。以下「告示」という。）に規定する生果実（以下「生果実」という。）の植物検疫の実施については、<u>規則、告示及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）</u>に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。
2 検査の実施の確認 植物防疫官は、告示6の（1）の検査が的確に実施されていることの植物防疫官による確認について、次により、原則として1年に1回以上、ペルー植物防疫機関が記録した検査の実施記録を確認することにより行うものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、ペルー植物防疫機関による検査に立ち会うことにより行うものとする。 ア （略） イ 検査の結果、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエ及びミナミアメリカミバエ（以下「ミバエ類」という。）が発見されなかったことを確認すること。 ウ <u>ア及びイの確認の結果、</u>検疫有害動植物が発見されたときは、ペルー植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。	2 検査の実施の確認 植物防疫官は、告示6の（1）の検査が的確に実施されていることの植物防疫官による確認について、次により、原則として1年に1回以上、ペルー植物防疫機関が記録した検査の実施記録を確認することにより行うものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、ペルー植物防疫機関による検査に立ち会うことにより行うものとする。 ア （略） イ 検査の結果、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエ及びミナミアメリカミバエが発見されなかったことを確認すること。 ウ 検疫有害動植物が発見されたときは、ペルー植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。
3 消毒の実施の確認 (削る)	3 消毒の実施の確認 <u>植物防疫官は、告示6の（1）の消毒が実施されていることの確認について、原則として1年に1回以上、次により、消毒が実施されていることをペルー植物防疫機関と共同して確認するものとする。加えて、ペルー植物防疫機関が作成した消毒の実施記録を確認することにより、前回の実施記録の確認以降の消</u>

(1) 消毒の開始の確認

植物防疫官は、告示6の(2)の消毒が的確に開始されていることの確認について、次により、原則として1年に1回以上、ペルー植物防疫機関と共同して行うものとする。

ア 指定コンテナであること及びき裂、損傷等がなく、検疫有害動植物が分散するおそれがないことを確認すること。

イ～エ (略)

オ ペルー植物防疫機関により植物検疫証明書に告示4の封印の記号・番号が記載されていることを確認すること。

カ ペルー植物防疫機関が記録した輸出入港における消毒の開始が的確であったことを確認すること。

(2) 消毒の終了の確認

植物防疫官は、告示6の(2)の輸入港における消毒が終了していることの確認について、次により、ペルー植物防疫機関と共同して行うものとする。なお、消毒が完全に実施されていないことが判明した場合は、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

ア 指定コンテナであることを確認すること。

イ 告示4の封印がなされていることを確認すること。

ウ ペルー植物防疫機関から消毒の終了の確認前に提出された当該指定コンテナごとの温度センサーの校正記録及び告示5の消毒が開始された記録を確認すること。

エ 当該指定コンテナごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、生果実の中心部が摂氏1.0度となった後、引き続き16日間その温度以下、生果実の中心部が摂氏2.0度となった後、引き続き18日間その温度以下又は生果実の中心部が摂氏3.0度となった後、引き続き20日間その温度以下であったことを確認すること。

オ エの確認の結果、告示5の消毒日数が当該指定コンテナの卸下までに満たされていないことが判明した場合であって、当該指定コンテナの卸下前又は卸下後、遅滞なく、ペルー植物防疫機関から、当該指定コンテナの卸下された輸入港のコンテナターミナル内において消毒を継続す

毒の開始と終了がいずれも的確に行われていたことを確認するものとする。

(1) 消毒の開始の確認

(新設)

ア 告示5の(2)の指定コンテナであること及びき裂、損傷等がなく、検疫有害動植物が分散するおそれがないことを確認すること。

イ～エ (略)

(新設)

(新設)

(2) 消毒の終了の確認

植物防疫官は、消毒の実施記録により告示5の消毒が適切に行われていることを確認すること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ることを希望する旨の書面又は電子メールによる申出があり、当該指定コンテナの卸下後、遅滞なく、当該生果実を所有し、又は管理する者から検査申請書が提出され、当該コンテナの記号・番号、告示4の封印の記号・番号、消毒を継続する場所及び期間並びに当該コンテナにき裂、損傷等がないことが確認できたときには、卸下後の消毒の継続を認めるものとする。ただし、植物防疫官が必要と判断する場合は、海上コンテナ詰輸入植物等検疫要領（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達）第6に定めるコンテナターミナル内の一定の場所において、輸入検査に先立ち、当該指定コンテナにき裂、損傷等がないことを確認するものとする。卸下後の消毒の継続を認めたときは、ペルー植物防疫機関から消毒終了の連絡があり次第、エに準じて消毒の終了の確認を行うものとし、消毒が完全に行われていないことが判明したときは、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

4 表示

告示7の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(1) 輸出植物検疫終了の表示

INSPECTED

(2) 仕向地の表示

EXPORT TO JAPAN

5 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物防疫官は、告示3の(1)の植物検疫証明書が添付されていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示5の(1)の消毒が適切に行われていない場合、指定コンテナでない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示7の表示がなされていない場合又は指定コンテナにき裂、損傷等があった場合は、当該生果実を所有し、又は管理する者

4 表示

告示7の輸出植物検査が終了している旨の表示は(1)の字句に、仕向け地が日本である旨の表示は(2)の字句によるものとし、各こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(1) INSPECTED

(新設)

(2) EXPORT TO JAPAN

(新設)

5 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物防疫官は、告示3の(1)の植物検疫証明書が添付されていない場合、植物検疫証明書に告示4の封印の記号・番号及び告示5の消毒が行われた旨が記載されていない場合、告示4の封印がなされていない場合若しくは破れている場合、指定コンテナでない場合又は告示7の表示がなされていない場合は、当該生果実を所有し又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は

に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 (削る) <u>(3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手續及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程 (昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号) によるものとする。</u> (4) 植物防疫官は、<u>ミバエ類</u>が発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。 ア 当該生果実を<u>所有し</u>、又は管理する者に対し、<u>ミバエ類</u>が発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。 イ <u>ミバエ類</u>が付着した原因をペルー植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、<u>以後</u>の輸入検査を中止すること。	返送を命ずるものとする。 <u>(3) 植物防疫官が必要と認めたときは、消毒の実施記録により告示 5 の消毒の実施が適切に行われていることを確認するものとする。なお、消毒が完全に実施されていないことが判明した場合は、当該生果実にはペルー植物防疫機関の責任により返送されるものとする。</u> (新設) (4) 植物防疫官は、<u>チチュウカイミバエ又はミナミアメリカミバエ</u>が発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。 ア 当該生果実を<u>所有又は管理する者</u>に対し、<u>チチュウカイミバエ又はミナミアメリカミバエ</u>が発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。 イ <u>チチュウカイミバエ又はミナミアメリカミバエ</u>が付着した原因をペルー植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは<u>以後</u>の輸入検査を中止すること。
---	--

附 則

この通知は、令和 7 年 11 月 25 日から施行する。

メキシコ産グレープフルーツ及びスウィートオレンジ生果実に関する植物検疫実施細則（令和５年７月28日付け５消安第2568号 消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表２の付表第86の規定に<u>基づく</u>メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ、マンダリン及びミネオラの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（令和５年７月26日農林水産省告示第878号。以下「告示」という。）１の（３）に規定するもの（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。なお、告示１の（１）に規定するものに係る植物検疫の実施については、メキシコ内の指定地域で生産されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ、マンダリン及びミネオラ生果実に関する植物検疫実施細則（令和５年７月28日付け５消安第2566号消費・安全局長通知）に定めるところによるものとし、また、告示１の（２）に規定するものに係る植物検疫の実施については、メキシコ内の管理地域で生産されるグレープフルーツ生果実に関する植物検疫実施細則（令和５年７月28日付け５消安第2567号消費・安全局長通知）に定めるところによるものとし、この細則の規定は適用しない。 １ 消毒施設 告示４のくん蒸施設、低温処理船舶、冷蔵設備を有するコンテナ（以下「低温処理コンテナ」という。）及び強制通風加熱処理施設は、メキシコミバエ及び <i>Anastrepha striata</i>（以下「ミバエ類」という。）の侵入を防止するための設備<u>を有し、かつ</u>次の条件を満たすものとする。 （１）～（４）（略） ２ こん包施設	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表２の付表第86の規定に<u>基づき定める令和５年７月26日農林水産省告示第878号</u>（メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ、マンダリン及びミネオラの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件。以下「告示」という。）１の（３）に規定するもの（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、<u>規則、告示及び輸入植物検疫規程（昭和25年７月８日農林省告示第206号）</u>に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。なお、告示１の（１）に規定するものに係る植物検疫の実施については、メキシコ内の指定地域で生産されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ、マンダリン及びミネオラ生果実に関する植物検疫実施細則（令和５年７月28日付け５消安第2566号消費・安全局長通知）に定めるところによるものとし、また、告示１の（２）に規定するものに係る植物検疫の実施については、メキシコ内の管理地域で生産されるグレープフルーツ生果実に関する植物検疫実施細則（令和５年７月28日付け５消安第2567号消費・安全局長通知）に定めるところによるものとし、この細則の規定は適用しない。 １ 消毒施設 告示４のくん蒸施設、低温処理船舶、<u>海上輸送中の冷蔵設備</u>を有するコンテナ（以下「低温処理コンテナ」という。）及び強制通風加熱処理施設は、メキシコミバエ及び <i>Anastrepha striata</i>（以下「ミバエ類」という。）の侵入を防止するための設備<u>があり、次の条件を満たすものとされている</u>。 （１）～（４）（略） ２ こん包施設

告示5の(3)のこん包施設は、1の(1)又は(4)を満たす消毒施設を有するものとし、かつ次の条件を満たすものとしてメキシコ植物防疫機関が輸出シーズンごとに指定し、輸出シーズン開始15日前までに日本国植物防疫機関宛てに通知されるものとする。また、こん包施設に変更があった場合は、その旨を日本国植物防疫機関に通知されるものとする。

ア・イ (略)

3 輸出国における検査及び消毒の実施

(1) 検査の実施

告示6の(1)の検査は、こん包施設に搬入された消毒前の生果実について、生果実をこん包した箱数ごとに、次に掲げる抽出数に基づいて切開調査を行い、検疫有害動植物、特にミバエ類がないことを確認するものとする。また、当該検査の結果、ミバエ類の幼虫が確認されなかった場合のみ、告示4の消毒を行うものとする。

ア・イ (略)

(2) 消毒の実施

ア 告示4の(1)のくん蒸については、メキシコ植物防疫機関は、告示4の(1)に定められた条件でくん蒸が実施されたことを確認するものとする。

イ 告示4の(2)の消毒については、次により実施するものとする。

(ア) 低温処理コンテナを使用する場合は、メキシコ植物防疫機関は、当該コンテナを船舶に積み込む前に予備冷蔵により生果実の中心部の温度が告示4の(2)に定められた温度であることを確認すること。

(イ) (略)

(ウ) (イ)の確認の結果、告示4の消毒日数が当該コンテナの卸下までに満たされていないことが判明した場合であつて、当該コンテナの卸下前又は卸下後、遅滞なく、メキシコ植物防疫機関から、当該コンテナの卸下された輸入港のコンテナターミナル内において消毒を継続すること

告示5の(3)のこん包施設は、1の(1)又は(4)を満たす消毒施設を有するものとされており、次の条件を満たすものとしてメキシコ植物防疫機関が輸出シーズンごとに指定し、輸出シーズン開始15日前までに日本国植物防疫機関宛てに通知されるものとされている。また、こん包施設に変更があった場合は、その旨を日本国植物防疫機関に通知されるものとされている。

ア・イ (略)

3 輸出国における検査及び消毒の実施

(1) 検査の実施

告示6の(1)の検査は、こん包施設に搬入された消毒前の生果実について、生果実をこん包した箱数ごとに、次に掲げる抽出数に基づいて切開調査を行い、検疫有害動植物、特にミバエ類がないことを確認するものとされている。また、当該検査の結果、ミバエ類の幼虫が確認されなかった場合のみ、告示4の消毒を行うものとされている。

ア・イ (略)

(2) 消毒の実施

ア 告示4の(1)のくん蒸については、メキシコ植物防疫機関は、告示4の(1)に定められた条件でくん蒸が実施されたことを確認するものとされている。

イ 告示4の(2)の消毒については、次により実施するものとされている。

(ア) 低温処理コンテナを使用する場合は、メキシコ植物防疫機関は、当該低温処理コンテナを船舶に積み込む前に予備冷蔵により生果実の中心部の温度が告示4の(2)に定められた温度であることを確認すること。

(イ) (略)

(新設)

を希望する旨の書面又は電子メールによる申出があり、当該コンテナの卸下後、遅滞なく、当該生果実を所有し、又は管理する者から検査申請書が提出され、植物防疫官が消毒を継続する場所及び期間並びに当該コンテナにき裂、損傷等がないことを確認したときには、卸下後の消毒の継続を認めるものとする。ただし、植物防疫官が必要と判断する場合は、海上コンテナ詰輸入植物等検疫要領（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達）第6に定めるコンテナターミナル内の一定の場所において、輸入検査に先立ち、当該コンテナにき裂、損傷等がないことを確認するものとする。

ウ 告示4の（3）の消毒については、メキシコ植物防疫機関は、100分間の消毒中において、2分ごとに温度を測定して記録し、告示4の（3）に定める条件の下で消毒が実施されたことを確認するものとする。

4 輸送中及び積み込み時の措置

告示7のミバエ類に侵されることがないための措置をとる場合において、こん包に通気孔を設けるときは、次のいずれかの条件を満たすものとする。

（1）・（2）（略）

5 表示

告示9の（3）の表示は、次の内容によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

・ TREATED EXPORTATION CITRUS (GRAPEFRUIT, ORANGE)
TO JAPAN, SADER, MEXICO

6 輸入検査

（1）（略）

（2）植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、植物検疫証明書に告示6の（2）のウの記載がない場合、告示7

ウ 告示4の（3）の消毒については、メキシコ植物防疫機関は、100分間の消毒中において、2分ごとに温度を測定して記録し、告示4の（3）に定められた条件で消毒が実施されたことを確認するものとされている。

4 輸送中及び積み込み時の措置

告示7のミバエ類に侵されることがないための措置をとる場合において、こん包に通気孔を設けるときは、次のいずれかの条件を満たすものとされている。

（1）・（2）（略）

5 表示

告示9の（3）の表示は、次の内容によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

・ TREATED EXPORTATION CITRUS (GRAPEFRUIT, ORANGE)
TO JAPAN, SADER, MEXICO

6 輸入検査

（1）（略）

（2）植物防疫官は、告示6の（1）の植物検疫証明書（以下「植物検疫証明書」という。）が添付されていない場合、植物検疫

の輸送中及び積込み時の措置がとられていない場合、告示8の封印がなされていない場合、告示9の表示がなされていない場合又はコンテナにき裂、損傷等があった場合は、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の方法及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。

(4) 植物防疫官は、ミバエ類が発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、ミバエ類が発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ （略）

証明書に告示6の(2)のウの記載がない場合、告示7の輸送中及び積込み時の措置がとられていない場合、告示8の封印がなされていない場合又は告示9の表示がなされていない場合は、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し廃棄又は返送を命ずるものとする。

(新設)

(3) 植物防疫官は、ミバエ類が発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア ミバエ類が発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ （略）

附 則

この通知は、令和7年11月25日から施行する。

アメリカ合衆国フロリダ州産アキー、アセロラ、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サポジラ、ジャボチカバ、すいしょうがき、すもも、ながきんかん、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、かき属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物（ライム及びレモンを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実に関する植物検疫実施細則（令和5年7月28日付け5消安第2572号 消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第88の規定に<u>基づく</u>アメリカ合衆国のフロリダ州から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアキー、アセロラ、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サポジラ、ジャボチカバ、すいしょうがき、すもも、ながきんかん、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、かき属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物（ライム及びレモンを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実に係る農林水産大臣が定める基準（令和5年7月26日農林水産省告示第880号。以下「告示」という。）1の（2）又は（3）に規定するもの（1、2の（1）のウ及び4において「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。なお、告示1の（1）に規定するものに係る植物検疫の実施については、アメリカ合衆国フロリダ州内の管理地域で生産されるみかん属植物（オレンジ、オロブロンコ、グレープフルーツ、タンジェリン、タンジェロ及びポメロに限る。）の生果実に関する植物検疫実施細則（令和5年7月28日付け5消安第2571号消費・安全局長通知）に定めるところによるものとし、この細則の規定は適用しない。 1 消毒施設 告示4の低温処理施設、低温処理船舶、低温処理コンテナ及びくん蒸施設は、次の条件を満たすものと<u>する</u>。 （1）低温処理施設、低温処理船舶及び低温処理コンテナ ア （略）	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第88の規定に<u>基づき定める令和5年7月26日農林水産省告示第880号</u>（アメリカ合衆国のフロリダ州から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアキー、アセロラ、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サポジラ、ジャボチカバ、すいしょうがき、すもも、ながきんかん、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、かき属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物（ライム及びレモンを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件。以下「告示」という。）1の（2）又は（3）に規定するもの（1、2の（1）のウ及び4において「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、<u>規則、告示及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）</u>に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。なお、告示1の（1）に規定するものに係る植物検疫の実施については、アメリカ合衆国フロリダ州内の管理地域で生産されるみかん属植物（オレンジ、オロブロンコ、グレープフルーツ、タンジェリン、タンジェロ及びポメロに限る。）の生果実に関する植物検疫実施細則（令和5年7月28日付け5消安第2571号消費・安全局長通知）に定めるところによるものとし、この細則の規定は適用しない。 1 消毒施設 告示4の低温処理施設、低温処理船舶、低温処理コンテナ及びくん蒸施設は、次の条件を満たすものと<u>されている</u>。 （1）低温処理施設、低温処理船舶及び低温処理コンテナ ア （略）

イ 扉の施錠等により封印できる構造であること。ただし、低温処理施設であって、封印が不可能な場合は、輸出用の荷口を他の荷口と隔離できること。

(2) (略)

2 消毒の実施

(1) 告示4の(1)の消毒については、アメリカ合衆国植物防疫機関の管理の下、次により実施するものとする。

ア～エ (略)

オ エの確認の結果、告示4の消毒日数が低温処理コンテナの卸下までに満たされていないことが判明した場合であって、当該低温処理コンテナの卸下前又は卸下後、遅滞なく、アメリカ合衆国植物防疫機関から、当該低温処理コンテナの卸下された輸入港のコンテナターミナル内において消毒を継続することを希望する旨の書面又は電子メールによる申出があり、当該低温処理コンテナの卸下後、遅滞なく、当該生果実を所有し、又は管理する者から検査申請書が提出され、植物防疫官が消毒を継続する場所及び期間並びに当該低温処理コンテナにき裂、損傷等がないことを確認したときには、卸下後の消毒の継続を認めるものとする。ただし、植物防疫官が必要と判断する場合は、海上コンテナ詰輸入植物等検査要領（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達）第6に定めるコンテナターミナル内の一定の場所において、輸入検査に先立ち、当該低温処理コンテナにき裂、損傷等がないことを確認するものとする。

(2) 告示4の(2)のくん蒸については、アメリカ合衆国植物防疫機関は、告示4の(2)に定められた条件でくん蒸が実施されたことを確認するものとする。

3 輸送中及び積み込み時の措置

告示7のカリブミバエに侵されることのないための措置をとるときは、次により実施するものとする。

(1) ・ (2) (略)

イ 扉の施錠等により封印できる構造であること。低温処理施設であって、封印が不可能な場合は、輸出用の荷口を他の荷口と隔離できること。

(2) (略)

2 消毒の実施

(1) 告示4の(1)の消毒については、アメリカ合衆国植物防疫機関の管理の下、次により実施するものとされている。

ア～エ (略)

(新設)

(2) 告示4の(2)のくん蒸については、アメリカ合衆国植物防疫機関は、告示4の(2)に定められた条件でくん蒸が実施されたことを確認するものとされている。

3 輸送中及び積み込み時の措置

告示7のカリブミバエに侵されることのないための措置をとるときは、次により実施するものとされている。

(1) ・ (2) (略)

4 輸入検査 (1) (略) (2) 植物防疫官は、植物検査証明書が添付されていない場合、<u>植物検査証明書に告示6の(2)のア及びウ又はエの記載がない場合又は卸下後の消毒の継続を認めた場合においてコンテナーにき裂、損傷等があった場合は、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。</u> <u>(3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手続及び方法は、規則及び輸入植物検査規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。</u> <u>(4) 植物防疫官は、カリブミバエが発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。</u> ア・イ (略)	4 輸入検査 (1) (略) (2) 植物防疫官は、<u>告示6の(1)の植物検査証明書（以下「植物検査証明書」という。）</u>が添付されていない場合<u>又は植物検査証明書に告示6の(2)のア及びウ又はエの記載がない場合は、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。</u> (新設) <u>(3) 植物防疫官は、カリブミバエが発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。</u> ア・イ (略)
---	---

附 則

この通知は、令和7年11月25日から施行する。

南アフリカ共和国産ハス種のアボカドの生果実に関する植物検疫実施細則（令和５年11月30日付け５消安第4958号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表２の付表第89の規定に基づく南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（令和５年11月30日農林水産省告示第1743号。以下「告示」という。）<u>１</u>に規定する生果実（以下「生果実」という。）の植物検疫の実施については、告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 １ 生産園地 （１）告示３の（１）の生産園地とは、南アフリカ共和国植物防疫機関が次の条件を満たす<u>ものとして、生産園地</u>として指定したもの（以下「指定生産園地」という。）とする。 ア～エ （略） （２）（略） ２ 選果こん包施設 （１）告示３の（２）の施設とは、南アフリカ共和国植物防疫機関が次の条件を満たす<u>ものとして、施設</u>として指定したもの（以下「指定選果こん包施設」という。）とする。 ア～エ （略） （２）（略） ３ 消毒施設 （１）告示３の（３）の低温処理船舶とは、南アフリカ共和国植物防疫機関がアの条件を満たしている船舶として指定したもの（以下「指定船舶」という。）をいい、低温処理コンテナーとは、南アフリカ共和国植物防疫機関がイの条件を満たしているコ	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表２の付表第89の規定に基づく南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（令和５年11月30日農林水産省告示第1743号。以下「告示」という。）に規定する生果実（以下「<u>日本向け生果実</u>」という。）の植物検疫の実施については、<u>規則、告示及び輸入植物検疫規程（昭和25年７月８日農林省告示第206号）</u>に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 １ 生産園地 （１）告示３の（１）の生産園地とは、南アフリカ共和国植物防疫機関が次の条件を満たす<u>ことができる生産園地</u>として指定したもの（以下「指定生産園地」という。）<u>をいうもの</u>とする。 ア～エ （略） （２）（略） ２ 選果こん包施設 （１）告示３の（２）の施設とは、南アフリカ共和国植物防疫機関が次の条件を満たす<u>ことができる施設</u>として指定したもの（以下「指定選果こん包施設」という。）<u>をいうもの</u>とする。 ア～エ （略） （２）（略） ３ 消毒施設 （１）告示３の（３）の低温処理船舶とは、南アフリカ共和国植物防疫機関がアの条件を満たしている船舶として指定したもの（以下「指定船舶」という。）をいい、低温処理コンテナーとは、南アフリカ共和国植物防疫機関がイの条件を満たしているコ

ンテナーとして指定したもの（以下「指定コンテナー」という。）をいうものとする。

ア 低温処理船舶

（ア）・（イ）（略）

（ウ）（イ）の自動温度記録装置は、生果実の中心部の温度測定用として4本以上の温度センサーを有すること。ただし、通常の大きさの船倉が複数により構成されている船倉（以下「複数デッキ」という。）にあつては、生果実の中心部の温度測定用としてデッキごとに3本以上の温度センサーを有すること。

（エ）（略）

イ （略）

（2）・（3）（略）

4 植物防疫官による確認

（1）（略）

（2）検査の実施の確認

告示5の（1）の南アフリカ共和国植物防疫機関による確認が的確に実施されていることの確認は、次により行うものとする。

ア （略）

イ 検査の実施の確認

検疫有害動植物が付着していないことの確認（以下「輸出検査」という。）については、次により、原則として1年に1回以上、南アフリカ共和国植物防疫機関が作成した検査の実施記録を確認することにより行うものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、南アフリカ共和国植物防疫機関による検査に立ち会うことにより行うものとする。

（ア）・（イ）（略）

（ウ）（ア）及び（イ）の確認の結果、検疫有害動植物が発見されたときは、南アフリカ共和国植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたこと。

（3）消毒の確認

ンテナーとして指定したもの（以下「指定コンテナー」という。）をいうものとする。

ア 低温処理船舶

（ア）・（イ）（略）

（ウ）（イ）の自動温度記録装置は、生果実の中心部の温度測定用として4本以上の温度センサーを有すること。ただし、船倉が複数のデッキに区分けされている場合には、生果実の中心部の温度測定用としてデッキごとに3本以上の温度センサーを有すること。

（エ）（略）

イ （略）

（2）・（3）（略）

4 植物防疫官による確認

（1）（略）

（2）検査の実施の確認

告示5の（1）の南アフリカ共和国植物防疫機関による確認が的確に実施されていることの確認は、次により行うものとする。

ア （略）

イ 輸出検査の確認

検疫有害動植物が付着していないことの確認（以下「輸出検査」という。）については、次の事項について、原則として1年に1回以上、南アフリカ共和国植物防疫機関が作成した検査の実施記録を確認することにより行うものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、南アフリカ共和国植物防疫機関による検査に立ち会うことにより行うものとする。

（ア）・（イ）（略）

（ウ）検疫有害動植物が発見されたときは、南アフリカ共和国植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたこと。

（3）消毒の確認

告示5の（2）の南アフリカ共和国植物防疫機関による確認が的確に実施されていることの確認は、次により行うものとする。

ア 消毒の開始の確認

植物防疫官は、原則として1年に1回以上、次の事項について、消毒が的確に開始されていることを南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して確認するとともに、南アフリカ共和国植物防疫機関が保管する消毒の開始の記録を確認するものとする。

（ア）・（イ）（略）

（ウ）予備冷蔵により生果実の中心部の温度が告示3の（3）に定められた温度（摂氏2.0度）であることを、指定船舶にあつては船倉ごとに4か所（複数デッキにあつては、デッキごとに3か所）以上、指定コンテナにあつては3か所以上の生果実について確認すること。

（エ）南アフリカ共和国植物防疫機関により告示4の封印がなされていること。

（オ）南アフリカ共和国植物防疫機関により植物検疫証明書に告示4の封印の記号・番号が記載されていることを確認すること。

（カ）南アフリカ共和国植物防疫機関が記録した告示5の（2）の消毒の実施記録を確認し、消毒の開始が的確であったことを確認すること。

イ 消毒の終了の確認

植物防疫官は、消毒が的確に終了していることの確認について、次により、原則として、南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して行うものとする。なお、消毒が完全に実施されていないことが判明した場合は、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

（ア）指定船舶又は指定コンテナであることを確認すること

（イ）告示4の封印がなされていることを確認すること。

（ウ）南アフリカ共和国植物防疫機関から消毒の終了の確認前に提出された当該指定船舶の船倉、デッキ又は指定コンテ

告示5の（2）の南アフリカ共和国植物防疫機関による確認が的確に実施されていることの確認は、次により行うものとする。

ア 消毒の開始の確認

植物防疫官は、原則として1年に1回以上、次の事項について、消毒が的確に開始されていることを南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して確認するとともに、南アフリカ共和国植物防疫機関が保管する消毒の開始の記録を確認するものとする。

（ア）・（イ）（略）

（新設）

（ウ）南アフリカ共和国植物防疫機関により告示4の封印がなされていること。

（新設）

（新設）

イ 消毒の終了の確認

植物防疫官は、南アフリカ共和国植物防疫機関が保管する指定船舶の船室ごと又は指定コンテナごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、日本向け生果実の中心部の温度が19日間、2.0度以下であったことを確認するものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

ナーごとの温度センサーの校正記録及び告示3の(3)の消毒が開始された記録を確認すること。

(エ) 当該指定船舶の船倉、デッキ又は指定コンテナごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、生果実の中心部の温度が19日間摂氏2.0度以下であったことを確認すること。

(オ) (エ)の確認の結果、告示3の消毒日数が当該指定コンテナの卸下までに満たされていないことが判明した場合であって、当該指定コンテナの卸下前又は卸下後、遅滞なく、南アフリカ共和国植物防疫機関から、当該指定コンテナの卸下された輸入港のコンテナターミナル内において消毒を継続することを希望する旨の書面または電子メールによる申出があり、当該指定コンテナの卸下後、遅滞なく、当該生果実を所有し、又は管理する者から検査申請書が提出され、当該指定コンテナの記号・番号、告示4の封印の記号・番号、消毒を継続する場所及び期間並びに当該指定コンテナにき裂、破損等がないことが確認できたときには、卸下後の消毒の継続を認めるものとする。ただし、植物防疫官が必要と判断する場合は、海上コンテナ詰輸入植物等検疫要領（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達）第6に定めるコンテナターミナル内の一定の場所において、輸入検査に先立ち、当該指定コンテナにき裂、損傷等がないことを確認するものとする。卸下後の消毒の継続を認めたときは、南アフリカ植物防疫機関から消毒終了の連絡があり次第、(エ)に準じて消毒の終了の確認を行うものとし、消毒が完全に行われていないことが判明したときは、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

(新設)

(新設)

6 表示

告示7の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

6 表示

告示7の輸出植物検査が終了している旨の表示にあつては(1)の字句に、仕向け地が日本である旨の表示にあつては(2)の字句によるものとし、各こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(1) 輸出植物検疫終了の表示

S.A.P.Q

(2) 仕向地の表示

日本

7 輸入検査

(1) 植物防疫官は、輸入港において、生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して輸入検査を行うものとする。

(2) 植物防疫官は、荷口について、指定船舶又は指定コンテナでない場合若しくは消毒が適切に行われていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示5の(3)の植物検疫証明書が添付されていない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示7の表示がなされていない場合又はコンテナにき裂、損傷等があった場合は、当該荷口を所有し、又は管理する者に対し、当該荷口の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手続及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。

(4) 植物防疫官は、チチュウカイミバエ又はミカンコミバエが発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア チチュウカイミバエ又はミカンコミバエが発見された荷口を所有し、又は管理する者に対して当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ (略)

(5) 植物防疫官は、ハス種のアボカドの生果実以外の生果実又は成熟したハス種のアボカドの生果実が発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア ハス種のアボカドの生果実以外の生果実又は成熟したハス種のアボカドの生果実が発見された荷口を所有し、又は管理する者に対して当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

(1) S.A.P.Q

(新設)

(2) 日本

(新設)

7 輸入検査

(1) 輸入検査は、輸入港において生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して行うものとする。

(2) 植物防疫官は、荷口について、告示3の(3)の消毒が適切に行われていない場合、告示4の封印がなされていない場合若しくは破れている場合、告示5の(3)の植物検疫証明書が添付されていない場合又は告示7の表示がなされていない場合は、当該荷口を所有し、又は管理する者に対し、当該荷口の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(新設)

(3) 植物防疫官は、チチュウカイミバエ又はミカンコミバエが発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア チチュウカイミバエ又はミカンコミバエが発見された荷口を所有し、又は管理する者に対して当該荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。

イ (略)

(4) 植物防疫官は、ハス種のアボカドの生果実以外の生果実又は成熟したハス種のアボカドの生果実が発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア ハス種のアボカドの生果実以外の生果実又は成熟したハス種のアボカドの生果実が発見された荷口を所有し、又は管理する者に対して当該荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。

。

イ (略)

イ (略)

附 則

この通知は、令和 7 年11月25日から施行する。